

会社法の改正に伴う法務省関係政令及び会社法施行規則等の改正 に関する意見募集の結果について

第1 意見数・・・33通

第2 意見の取りまとめの方法

この取りまとめにおいては、意見募集に付した改正案（以下「原案」という。）に賛成する意見，体裁についての意見，法律の解釈に関する意見，個別の事例又はスキームについての法令の当てはめに関する意見，意見募集の対象外の事項に関する意見を除く意見について取り上げている。

なお，以下において引用する法令の条番号は，特に断らない限り，会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号。以下「改正法」という。）若しくは会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和元年法律第71号。以下「整備法」という。）又は会社法施行規則等の一部を改正する省令（令和2年法務省令第52号。以下「本省令」という。）による改正後の条番号である。

第3 意見の概要及び意見に対する当省の考え方

1 会社法施行規則関係

(1) 定義規定（会社法施行規則第2条関係）

会社法施行規則第2条第3項第5号ロ（1）及び第7号ロ（1）の「法第327条の2・・・の社外取締役」は，会社法第327条の2の規定による選任義務に基づいて置く社外取締役をいうものと解されるが，社外取締役が複数選任された場合における追加選任された社外取締役がこれに該当するのかが不明確である。同条の規定により株式会社が選任した社外取締役については，全て社外役員として，「社外取締役・・・に選任された場合に果たすことが期待される役割の概要」（同令第74条第4項第3号）等の開示を義務付けるべきであり，「社外役員」及び「社外取締役候補者」の定義において，その旨を明確にすべきである。

（当省の考え方）

会社法施行規則第2条第3項第5号ロの規定は，当該株式会社が当該会社役員を社外取締役又は社外監査役として取り扱う場合を，同項第7号ロは，当該株式会社が当該候補者を社外取締役として取り扱う予定がある場合をそれぞれ列挙するものであるところ，御指摘のような「社外取締役が複数選任された場合における追加選任された社外取締役」については，同項第5号ロ（1）又は同項第7号ロ（1）の「法第327条の2・・・

の社外取締役」に該当しない場合であっても、例えば、同項第5号ロ(3)又は同項第7号ロ(2)に該当するときなどには、「社外取締役・・・に選任された場合に果たすことが期待される役割の概要」(同令第74条第4項第3号)等の開示が義務付けられることとなる。

したがって、原案は相当であると考えます。

(2) 株式交付子会社の定義(会社法施行規則第4条の2関係)

① 会社法における子会社の判定基準が実質基準を採用しており(会社法施行規則第3条第3項第2号等)、会社法において子会社の定義が不統一となること、形式基準では、実質基準に比して、株式交付をすることができる場合が限定されることから、実質基準を採用すべきである。

(当省の考え方)

株式交付の手続を進め、その効力発生日が到来した後に、株式交付の要件を満たさないこととなるなどした場合には、法律関係が混乱するなどのおそれがあるため、株式交付に関する規律の対象の範囲は、株式交付をする前に判断することができる客観的かつ形式的な基準によって定めるものとするのが相当である。

会社法施行規則第3条第3項第2号及び第3号に掲げる場合に該当するか否かを判断するためには、自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者が所有している議決権の数や、取締役会に占める自己の役員等の数など、必ずしも株式交付をする前には該当の有無を確認することができない株式交付手続外の事情を考慮したり、実質的な判断をしたりすることが必要となり、株式交付を実施することの可否について、株式交付をする前に客観的かつ形式的な基準によって判断することができないこととなる。

そのため、原案は、他の会社を会社法施行規則第3条第3項第1号に掲げる場合に該当する子会社としようとする場合に限り、株式交付をすることができることとしたものであり、相当であると考えます。

② 会社法施行規則第4条の2において、株式交付子会社とすることができる子会社を同令第3条第3項第1号に掲げる場合に限るものとしているところ、同号柱書の括弧書きにおいては、同号イからニまでに規定する更生会社等であって、「有効な支配従属関係が存在しない」ものを同号の子会社の定義から除いている。更生会社は管財人の管理下にあることが通常であることから、更生会社を株式交付により子会社

とすることはできず、他方で、必ずしも管財人が選任されるものではない民事再生手続においては、他の会社が株式交付により再生会社を子会社とすることもできると考えられるが、そのような理解でよいか。

(当省の考え方)

更生手続開始の決定を受けたのみでは、子会社に該当しないこととなるものではないが、更生管財人の管理下に置かれている会社は、会社との間で有効な支配従属関係が認められず、組織の一体性を欠くと認められ、子会社に該当しないこととなるため、そのような更生会社を株式交付により子会社とすることはできないと考えられる。他方で、民事再生手続においては、管財人等が選任されないことがあり得るため、このような場合には、株式交付により再生会社を子会社とすることができると考えられる。

- ③ 会社法施行規則第4条の2は、株式交付の効力発生日において、株式交付子会社が株式交付親会社の子会社（同令第3条第3項第2号又は第3号の子会社を含む。）であり、かつ、株式交付親会社が株式交付計画作成時において、株式交付子会社の議決権総数の50パーセント超の株式を有していれば、会社法第2条第32号の2に定める「子会社」に該当するという規律にすべきではないか。

(当省の考え方)

前記のとおり、株式交付に関する規律の対象の範囲は、株式交付をする前に判断することができる客観的かつ形式的な基準によって定めることが相当である。

したがって、原案は相当であると考える。

- ④ 株式交付親会社が株式交付計画において定めた「下限」以上の数の株式交付子会社の株式を譲り受けたが、株式交付子会社の議決権総数の変動により、結果的に、会社法第2条第32号の2に定める「子会社」にならなかった場合の効果（当然に効力が生じないのか、株式交付の無効の訴えの対象になるのか）について明らかにされたい。

(当省の考え方)

株式会社が株式交付をする場合には、株式交付計画において、株式交付親会社が株式交付に際して譲り受ける株式交付子会社の株式の数の下限を定めなければならないこととされており（会社法第774条の3第1項第2号）、この下限についての定めは、株式交付子会社が効力発生日において株式交付親会社の子会社（会社法施行規則第3条第3

項第1号に掲げる場合に該当する子会社に限る。)となる数を内容とするものでなければならないこととされている(同法第774条の3条第2項,第2条第32号の2,同令第4条の2)。したがって,御指摘のような場合には,株式交付計画において定めた下限が同項の要件を満たしておらず,当該計画には瑕疵があることとなる。なお,株式交付の無効は,訴えをもってのみ主張することができることとされている(同法第828条第1項第13号)。

(3) 株式の併合等に関する事前開示事項(会社法施行規則第33条の2及び第33条の9関係)

- ① 端数処理の対象となる株主にとっては,自らに対して交付される金銭の額に関する情報が重要であり,この点を明確にするため,会社法施行規則第33条の2第2項第4号ロ及び第33条の9第1号ロ(2)の「当該処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額及び当該額の相当性に関する事項」という文言は,「当該処理により株主に交付することが見込まれる1株当たりの金銭の額及び当該額の相当性に関する事項」とすべきである。

(当省の考え方)

株式の併合等において1株に満たない端数の株式を交付される株主にとっては,最終的に交付されることとなる金銭の額に関する情報が重要であることから,現行の会社法施行規則においても,「当該処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額」が事前開示事項とされている(現行の同令第33条の2第2項第4号,第33条の9第1号ロ)ところ,同令第33条の2第2項第4号ロ及び第33条の9第1号ロ(2)の文言は,前記の趣旨を踏まえて,現行の会社法施行規則の規定の文言を踏襲したものであり,原案を修正する必要はないと考える。

- ② 現行の会社法施行規則第33条の2第2項第4号の「当該処理の方法に関する事項」について,原案は,同号に細分を設けて,より詳細な事項を定めているが,同号イ(1)から(4)までの内容は並列ではないので,同号イ(2)から(4)までについては,同号(2)の細分として(i)から(iii)までを設けて,3つの手続それぞれに係る事項を記載するものとするのが適切ではないか。同令第33条の9第1号ロについても同様である。

(当省の考え方)

会社法施行規則第33条の2第2項第4号イは、1株に満たない端数の処理についていずれの規定による処理を予定しているかを問わず、(1)に掲げる事項を必須の事前開示事項としている一方で、(2)から(4)までについては、「・・・場合には」と規定し、予定されている処理の方法に応じた事項を事前開示事項としている。このことは、原案の文言上、明らかであり、原案を修正する必要はないと考える(同令第33条の9第1号ロについても同様である。)

- ③ 会社法施行規則第33条の2第2項第4号イ(3)及び(4)並びに第33条の9第1号ロ(1)(iii)及び(iv)において、「売却する時期及び売却により得られた代金を株主に交付する時期の見込み(当該見込みに関する取締役の判断及びその理由を含む。)」が全部取得条項付種類株式の取得及び株式の併合をする場合における事前開示事項とされているが、「時期の見込み」とは別に、「見込みに関する取締役の判断」や「その理由」として、それぞれ何を開示すればよいのか。同令第33条の2第2項第4号イ(2)及び第33条の9第1号ロ(1)(ii)についても同様である。

(当省の考え方)

会社法施行規則第33条の2及び第33条の9は、株式の併合等の効力が発生してから、1株に満たない端数の処理までに時間が掛かり、その間の事情変動等による代金額の低下や代金の不交付のリスクを当該代金の交付を受けるべき株主が負っているという問題に対処することを目的とした規定であり、同令第33条の2第2項第4号イ(2)から(4)まで及び第33条の9第1号ロ(1)(ii)から(iv)までの規定は、取締役(取締役会設置会社にあつては、取締役会)がどのような判断過程及び理由により、競売の申立てをする時期又は売却する時期及び売却により得られた代金を株主に交付する時期を見込んだのかについて記載することを求めるものである。

- ④ 会社法施行規則第33条の2第2項4号イ(4)及び第33条の9第1号ロ(1)(iv)において、「当該者が売却に係る代金の支払のための資金を確保する方法及び当該方法の相当性」が全部取得条項付種類株式の取得及び株式の併合をする場合における事前開示事項とされているが、(ア)いわゆるキャッシュ・アウトを行うための会社法上の行為であっても、例えば、現金を対価とする株式交換においては、「資金を確保する方法及び当該方法の相当性」の開示が求められていないに

もかかわらず、全部取得条項付種類株式の取得や株式の併合の場合に当該開示を求めることは整合的でないこと、(イ)全部取得条項付種類株式の取得を行う会社や株式の併合を行う会社自身ではなく、「買い取る者となると見込まれる者」の資金確保の方法や当該方法の相当性の開示を求めることは相当でないことなどから、「当該者が売却に係る代金の支払のための資金を確保する方法及び当該方法の相当性」を事前開示事項とする改正規定は、削除すべきである。

(当省の考え方)

現金対価による株式交換を利用したキャッシュ・アウトは、株式交換契約において株式交換完全子会社の株式の代わりに交付される金銭の額又は算定方法が定められ(会社法第768条第1項第2号ホ)、また、あらかじめ定められた効力発生日において対価である金銭の額が確定することとなる点で、会社法施行規則第33条の2及び第33条の9が想定する端数株主のみのキャッシュ・アウトとは、性質を異にするものである。

また、原案は、1株に満たない端数の株式について、市場において行う取引を除く競売以外の売却による処理を予定している場合にのみ、株式を買い取る者となると見込まれる者が資金を確保する方法及び当該方法の相当性の開示を要求することとしている。このような場合には、端数の株式の株主にとって、株式を買い取る者となると見込まれる者が資金を確保する方法に関する情報は重要である上、会社がある者を「買い取る者となると見込まれる者」として開示する場合には、通常、当該者が資金を確保する方法等について確認することは困難ではないと考えられる。

したがって、原案は相当であると考ええる。

(4) 株主総会参考書類記載事項(会社法施行規則第74条, 第74条の3, 第75条, 第76条, 第77条関係)

ア 補償契約及び役員等のために締結される保険契約関係

- ① 役員等賠償責任保険契約を締結した後に新たな役員等の選任を行い、当該役員等が当該保険契約の被保険者となる場合であっても、当該保険契約の内容に変更が生じないときは、当該役員等の選任議案を通じて、当該保険契約の継続について株主総会の承認が求められるものではないと理解しており、株主総会参考書類に当該保険契約の内容の概要を記載させることは、必要以上の負担を企業に課すものである。

したがって、これらの規定を削除すること又は開示事項から役員等賠償責任保険契約の内容の概要を削除することが適切である。

(当省の考え方)

役員等賠償責任保険契約の有無及び内容は、役員等の職務の執行の適正性に影響を及ぼし得るものであり、また、役員等へのインセンティブの付与という側面を有するものであるため、役員等の選任に関する議案を提出する場合には、株主総会参考書類において役員等賠償責任保険契約に関する事項の記載を求めることとしている。

また、前記のような開示の趣旨を踏まえると、役員等賠償責任保険契約を締結していること等を開示するのみでは、株主に対する開示として十分でないと考えられることから、当該保険契約の内容の概要の開示を求めることとしている（会社法施行規則第74条第1項第6号等）。

以上を踏まえると、役員等の選任議案が役員等賠償責任保険契約の継続について株主の承認を求めるものではないとしても、株主総会参考書類に役員等賠償責任保険契約に関する事項を記載することを求めることは適切であり、原案は相当であると考えます。

- ② 株主総会参考書類への記載が求められている「補償契約の内容の概要」及び「役員等賠償責任保険契約の内容の概要」（会社法施行規則第74条第1項第5号、第6号等）として、どのような記載が必要か。また、事業報告においても補償契約及び役員等賠償責任保険契約の内容の概要の記載が求められているところ（会社法施行規則第121条第3号の2ロ、第121条の2第3号等）、事業報告において求められる記載との差異は、何か。

(当省の考え方)

原案は、補償契約及び役員等賠償責任保険契約が典型的に役員等の職務の執行の適正性に影響を与えるおそれがあること、利益相反性が高いこと等から、これらの契約の概要が株主にとって重要な情報であると考えられるため、株主総会参考書類に「補償契約の内容の概要」及び「役員等賠償責任保険契約の内容の概要」の記載を求めることとしている。補償契約や役員等賠償責任保険契約は、多種多様なものがあり得るところ、その内容の概要として何を記載することが求められるかは、各株式会社における個別具体的な事情に応じて判断されるべき事項であるが、このような趣旨を踏まえて、株主が当該契約の内容のうち重要な点を理解するに当たり、必要な事項を記載

することが求められる。

原案においては、事業報告においては、補償契約又は役員等賠償責任保険契約によって役員等の業務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置について記載を求めている（同令第121条第3号の2ロ等）一方で、株主総会参考書類においては、そのような記載を求めることはしていない。また、株主総会参考書類においては、今後締結することが見込まれる補償契約及び役員等賠償責任保険契約の内容について、株主総会参考書類の作成時点において判明している限りにおいてその概要を記載することとなるのに対し、事業報告においては、既に締結された補償契約及び役員等賠償責任保険契約の内容の概要を記載することとなる。株主総会参考書類及び事業報告において、これらの契約の「内容の概要」としてどの程度の記載が求められるかについては、そのような記載時点の差異等も踏まえてそれぞれ解釈されることとなると考えられる。

- ③ 株主総会参考書類への記載が求められている候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を「締結しているとき」、「締結する予定があるとき」とは、どのような場合か。

（当省の考え方）

会社法施行規則第74条第1項第6号の「締結しているとき」とは、当該候補者が当該株式会社の取締役就任した場合に当該候補者が被保険者に含まれることとなる役員等賠償責任保険契約が株主総会参考書類の作成時において存在していることをいう。したがって、（ア）取締役候補者が現任の取締役である場合であって、既に当該取締役を被保険者とする役員等賠償責任保険契約が締結されているとき及び（イ）取締役候補者が新任の候補者である場合であって、当該株式会社の取締役就任した場合には、当該候補者が被保険者に含まれることとなる内容の役員等賠償責任保険契約が既に締結されているときが含まれる。

また、会社法施行規則第74条第1項第6号の「締結する予定があるとき」には、当該候補者が当該株式会社の取締役就任した場合に当該候補者が被保険者に含まれることとなる役員等賠償責任保険契約が株主総会参考書類の作成時においては存在しないが、締結する予定があることをいう。したがって、（ウ）取締役候補者が現任の取締役である場合であって、当該取締役を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結する予定であるとき及び（エ）取締役候補者が

新任の候補者である場合であって、当該株式会社の取締役就任した場合には、当該候補者が被保険者に含まれることとなる内容の役員等賠償責任保険契約を締結する予定であるときが含まれる（同令第74条の3第1項第8号、第75条第6号、第76条第1項第8号及び第77条第7号についても同様である。）。

- ④ 役員等の候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を「締結しているとき」（会社法施行規則第74条第1項第6号等）について、当該候補者について、任期の途中に、当該契約の更新が予定されている場合の取扱いは、どのようにすべきか。

（当省の考え方）

株主総会参考書類に役員等賠償責任保険契約に関する記載を求める趣旨は、役員等賠償責任保険契約は、その内容によっては役員等の職務の執行の適正性に影響を与えるおそれがあり、また、役員等に対して適切なインセンティブを付与するという意義を有することから、当該候補者が役員等に選任された場合におけるその職務の執行の適正性及び役員等へのインセンティブの付与に関する情報を株主に提供することにある。そのような観点から、任期途中に更新時期が到来する予定がある場合には、当該契約の「内容の概要」として、その旨を記載することが考えられる。

- ⑤ 株主総会参考書類に役員等賠償責任保険契約を「締結する予定があるとき」（会社法施行規則第74条第1項第6号）に関する記載をすることは、将来の取締役会の判断を縛ることになるのではないか。

（当省の考え方）

会社法施行規則第74条第1項第6号の「締結する予定があるとき」に関する記載は、株主総会参考書類作成時点における予定を記載するものであり、将来の取締役会の判断を拘束するものではない。前記④の役員等賠償責任保険契約の「内容の概要」として更新の予定に関する記載を行う場合についても同様である。

イ 社外取締役関係

- ① 事業報告において、「当該社外役員が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要」の開示が要求される株式会社は、公開会社であり（会社法施行規則第124条第4号ホ、第119条第2号）、これとの整合性から、株主総会参考書類において、「社外取締役に選

任された場合に果たすことが期待される役割の概要」の記載を義務付ける対象は、公開会社に限定すべきである。

(当省の考え方)

社外取締役は、少数株主を含む全ての株主に共通する株主の共同の利益を代弁する立場にある者として、業務執行者から独立した客観的な立場で、会社経営の監督を行い、また、経営者あるいは支配株主と少数株主との利益相反の監督を行う等の役割を果たすことが期待されているところ、その重要性については、公開会社においても非公開会社においても違いはないこと、このような社外取締役の重要性に鑑みて、会社法施行規則第74条第4項第2号において、候補者を社外取締役候補者とした理由を株主総会参考書類に記載しなければならない株式会社を公開会社に限定していないこととの整合性の観点等から、同項第3号に掲げる事項を記載しなければならない株式会社を公開会社に限定すべきではない。他方で、公開会社のコーポレート・ガバナンスにおいて社外取締役に期待される役割は、一般的に非公開会社よりも大きいことに照らせば、公開会社においては、株主が社外取締役の職務の遂行について事後的に検証を行うことが可能となるように、株主総会参考書類における「社外取締役に選任された場合に果たすことが期待される役割の概要」の記載のみならず、事業報告においても、「当該社外役員が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要」の記載を求めることが適切である。

したがって、原案は相当であると考えます。

- ② 社外取締役候補者に限定することなく、取締役の候補者全員について、株主総会参考書類における「選任された場合に果たすことが期待される役割の概要」の記載を求めるべきである。

(当省の考え方)

社外取締役は、少数株主を含む全ての株主に共通する株主の共同の利益を代弁する立場にある者として、業務執行者から独立した客観的な立場で、会社経営の監督を行い、また、経営陣あるいは支配株主と少数株主との利益相反の監督を行う等の役割を果たすことが期待されているところ、改正法は、我が国の資本市場が信頼される環境を整備し、上場会社等については社外取締役による監督が保証されているというメッセージを内外に発信するため、上場会社等に社外取締役の設置を義務付けることとしている。会社法施行規則第74条第4項第3号等が株主総会参考書類において「社外取締役に選任された場合に

果たすことが期待される役割の概要」の記載を求める趣旨は、このような改正法の趣旨に照らし、株式会社が各社外取締役候補者に対してどのような役割を期待しているかを開示させることにより、社外取締役による監督の実効性を担保することにあるため、社外取締役候補者以外の取締役の候補者についての記載を求めることはしていない。

- ③ 「当該候補者が社外取締役に選任された場合に果たすことが期待される役割の概要」（会社法施行規則第74条第4項第3号、第74条の3第4項第3号）は、現行の会社法施行規則において株主総会参考書類の記載事項とされている「当該候補者を社外取締役候補者とした理由」（同令第74条第4項第2号、第74条の3第4項第2号）及び「経営に関与したことがない候補者であっても社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと当該株式会社が判断した理由」（同令第74条第4項第5号、第74条の3第4項第5号）と記載内容が重複するところがあると思われるため、文言を明確にするか、削除すべきである。

（当省の考え方）

現行の会社法施行規則においては、当該候補者を社外取締役候補者とした理由（同令第74条第4項第2号及び第74条の3第4項第2号）及び会社の経営に関与したことがない候補者であっても社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断した理由（同令第74条第4項第5号及び第74条の3第4項第5号）が株主総会参考書類の記載事項とされているが、実務上、これらの規定に基づく記載によっては、社外役員に期待されている機能を果たし得るか否かの評価に資する情報が十分に株主に提供されていないという問題があると指摘されていた。そこで、原案は、上場会社等に社外取締役の設置を義務付けた改正法の趣旨に照らし、社外取締役による監督の実効性を担保するため、現行の会社法施行規則の規定による記載に加え、株式会社が社外取締役候補者に対して、どのような視点からの取締役の職務の執行の監督を期待しているかなど、株式会社が当該社外取締役候補者にどのような役割を期待しているかをより具体的に記載することを要求するものであり、このことは、文言上も明らかである。

したがって、原案は相当であると考えらる。

- ④ 原案は、株主総会参考書類において、「社外取締役に選任された場

合に果たすことが期待される役割」を記載することを求めているが、社外取締役が法律上果たすべき役割のうち的一部分であることが文言上明確でない恐れがあること、会社の経営陣が決定する「期待される役割」は会社の経営陣を監督するという役割と相反する可能性があること、社外取締役の役割は本来的に社外取締役自身が決めるべきものであるにもかかわらず、会社の期待した役割に沿って行動することが正しい社外取締役の活動の在り方であるという発想につながりかねないこと、株主総会参考書類に記載した「社外取締役に選任された場合に果たすことが期待される役割」が期中に変更する可能性があることから、不適切である。

(当省の考え方)

社外取締役は、少数株主を含む全ての株主に共通する株主の共同の利益を代弁する立場にある者として業務執行者から独立した客観的な立場で会社経営の監督を行い、また、支配株主と少数株主との利益相反の監督を行う等の役割を果たすことが期待されている。会社法施行規則第74条第4項第3号の「社外取締役に選任された場合に果たすことが期待される役割」の記載は、当該社外取締役の選任を予定している会社が、取締役の職務執行の監督の内容として、具体的にどのような役割を果たすことを期待しているかを記載するものであって、経営陣の監督の役割と相反するような内容を当該内容として記載することは、そもそも想定していない。また、株主総会参考書類に記載される「社外取締役に選任された場合に果たすことが期待される役割」は、会社が社外取締役候補者に期待する役割に過ぎず、当該記載によって、法令上社外取締役に求められる職責の範囲が縮減するものではなく、このことは、原案からも明らかである。

また、社外取締役が選任された後の当該株式会社の事業環境の変動等により、当該株式会社が当該社外取締役に期待する役割に変更が生ずることは考えられるが、そのような可能性があることをもって、当該内容を株主に対し開示することを求めることが不適切であるとする理由にはならないと考えられる。

したがって、原案は相当であると考え（会社法施行規則第74条の3第4項第3号についても同様である。）。

- ⑤ 社外監査役候補者については期待される役割の記載が義務付けられていない一方で、監査委員に選任される可能性のある社外取締役候補者（株主総会段階では他の取締役とは区別されない。）及び監査

等委員である社外取締役候補者に当該記載を義務付けることには、合理性はないと考えられる。

(当省の考え方)

取締役には担当を觀念することができ、また、実務上も担当があるのが一般的であるが、他方で、監査役は独任制の機関であり（会社法第390条第2項）、担当という概念になじまない指摘されているところ、この違いは、会社法施行規則第74条第2項第4号が取締役の候補者について「当該株式会社における地位及び担当」を記載しなければならないと規定し、同令第76条第2項第3号が監査役の候補者について「当該株式会社における地位」を記載しなければならないと規定していることにも反映されている。これを踏まえると、監査役については、法令上求められる職責の中から、株式会社が期待する役割を特定して記載させることにもなじまないと考えられるため、社外監査役候補者については、選任された場合に果たすことが期待される役割の記載を求めることはしていない。したがって、原案は相当であるとする。

ウ その他

取締役の選任に関する議案、監査等委員である取締役の選任に関する議案及び監査役の選任に関する議案に関する株主総会参考書類の記載事項について、それらの議案の候補者が当該株式会社の親会社等や特定関係事業者の業務執行者等であったことを、過去10年間にわたって調査することが困難であることなどから、これらの事項を過去5年間について記載することとされていたのを過去10年間について記載することとする改正（会社法施行規則第74条第3項第3号、第4項第7号ロ・ハ、第74条の3第3項第3号、第4項第7号ロ・ハ、第76条第3項第3号、第4項第6号ロ・ハ）はすべきではない。また、当該改正をする場合には、会社としてできる限りの調査を尽くした上で開示を行えば足りるという理解でよいか。

(当省の考え方)

近時、特に上場子会社を念頭に、親会社等が存在する株式会社における少数株主の保護の必要性が指摘されている。会社法施行規則第74条第3項第3号等の改正は、取締役等の候補者と親会社等や特定関係事業者との関係についての開示を充実させるものであり、このような考えに沿うものであって、原案は相当であるとする。なお、同号等の規定により株主総会参考書類に記載しなければならないこととなる事

項は、当該株式会社が「知っているとき」にのみ記載しなければならないとされているところ、「知っているとき」とは、これらの規定に掲げる事項が開示事項とされていることを前提として行われる調査の結果として知っている場合を指すものと解され、そのような調査をしても知り得なかった事実を記載することを求めるものではない。

(5) 取締役等の報酬等に関する規定（会社法施行規則第98条の2から第98条の5まで及び第111条から第111条の3まで関係）

- ① 会社法施行規則第98条の2第1号及び第98条の4第1項第1号について、「当該一定の事由の概要」として、どの程度の内容を定款又は株主総会の決議によって定めなければならないか（同令第98条の2第2号及び第98条の4第2項第2号の「当該一定の事由の概要」及び同令第98条の2第3号及び第98条の4第1項第3号の「その条件の概要」についても同様の意見が寄せられた。）。

（当省の考え方）

会社法施行規則第98条の2第1号及び第98条の4第1項第1号は、取締役の報酬等として募集株式（取締役が募集株式と引換えにする払込みに充てるための金銭を報酬等として付与された場合における当該募集株式を含む。）を付与する場合において、一定の事由が生ずるまで当該募集株式を他人に譲り渡さないことを取締役に約させることとするときは、その旨及び当該事由の概要を定款又は株主総会の決議によって定めなければならないこととしているが、その趣旨は、株主が希釈化等の影響や募集株式を報酬等として付与する必要性を判断することができるようにすることにある。このことを踏まえれば、募集株式を付与することが取締役に適切なインセンティブを付与するものであるかどうかを株主が判断するために必要な事項は、定款の定め又は株主総会の決議によって定められる必要があると考えられる。他方で、当該事由の細目等の決定を取締役に委ねることは可能であると考えられる（同令第98条の2第2号及び第98条の4第2項第2号の「当該一定の事由の概要」並びに同令第98条の2第3号及び第98条の4第1項第3号の「その条件の概要」についても同様である。）。

- ② 会社法施行規則第98条の2第1号及び第2号並びに第98条の4第1項第1号及び第2号における「事由の概要」の「概要」と指名委員会等設置会社において報酬委員会が定める「事由の概要」の「概要」（同令第111条から第111条の3まで）の内容に違いはあるか。

(当省の考え方)

指名委員会等設置会社においては、報酬委員会は、執行役等の個人別の報酬等の内容を決定することとされていることから（会社法第404条第3項）、会社法施行規則第111条から第111条の3までを修正し、指名委員会等設置会社において、募集株式等を執行役等の報酬等とする場合において定めるべき事項は、これらの規定に掲げる事項の概要ではなく、当該事項とすることとした。

- ③ 会社法施行規則第98条の2第2号について、同号の「一定の事由」を株主総会の決議によって決定したとしても、実際に締結される契約の内容となっていない限り、効果を及ぼさないという理解でよいか。

(当省の考え方)

会社法施行規則第98条の2第2号は、募集株式を取締役の報酬等とする場合において、一定の事由が生じたことを条件として当該募集株式を当該株式会社は無償で譲り渡すことを取締役に約させることとするときは、当該一定の事由の概要を定款又は株主総会の決議によって定めることを求めているが、当該事由が生じたことを条件として当該募集株式を当該株式会社は無償で譲り渡す旨の約定は、取締役に募集株式等を割り当てる際に、当該株式会社と取締役との間の契約等において定められることによって、当該取締役に対して効力を有することとなると考えられる。

- ④ 会社法施行規則第98条の2第1号及び第2号並びに第98条の4第1項第1号及び第2号について、一定の事由の在り方について更に慎重に検討するとともに、予見可能性と法的安定性を確保するため、一定の事由の概要のみを株主総会の決議事項とするのではなく、その内容を株主総会の決議事項とするべきである。また、同令第98条の2第3号及び第98条の4第1項第3号についても、割当ての条件の概要のみでなく、その内容を株主総会の決議事項とすることによって、予見可能性を高め、透明性の確保を図るべきである。

(当省の考え方)

会社法施行規則第98条の2第1号及び第2号並びに第98条の4第1項第1号及び第2号の事由について、その細目は、取締役に報酬等として募集株式を割り当てる時点の状況等を踏まえて決定することが必要となる場合もあると考えられるため、定款又は株主総会の決議においてこれらの事由の内容までを決定しなければならないこととする

ことは適切でない。したがって、原案は相当であると考え（同令第98条の2第3号及び第98条の4第1項第3号についても同様である。）。

- ⑤ 報酬としての新株予約権は、一度の株主総会決議に基づき、複数回に分けて発行されることも多いと考えられることから、会社法施行規則第98条の3第1号及び第98条の4第2項第1号において、個別の発行に際しての新株予約権の内容の定めである「法第236条第1項第1号から第4号までに掲げる事項」をそのまま引用しているのは適当でないように思われるため、その趣旨を確認したい。

（当省の考え方）

会社法第361条第1項第3号から第5号まで及び会社法施行規則第98条の2から第98条の4までの規定が、募集株式等を取締役の報酬等とする場合において、これらの規定に掲げる事項を定款又は株主総会の決議によって定めなければならないこととしている趣旨は、株主が希釈化等の影響や募集株式等を報酬等として付与する必要性を判断することができるようにすることにある。

会社法第236条第1項第1号から第4号までに掲げる事項は、新株予約権の目的である株式の数等であり、株主が希釈化等の影響を判断する上で重要な事項であるから、当該事項を定款又は株主総会の決議によって定めなければならないこととすることが適切である。なお、会社法施行規則第98条の3第1号又は第98条の4第2項第1号の規定により定款又は株主総会の決議によって定めなければならないこととなる事項は、株主が希釈化等の影響や募集新株予約権を報酬等として付与する必要性を判断するために必要な事項であると考えられ、そのような観点から十分な事項が定められるのであれば、必ずしも実際に新株予約権を発行する際に同法第236条第1項第1号から第4号までの規定に基づいて定められる新株予約権の内容と同じ程度に具体的内容を定めることが求められるものではないと考えられる。

- ⑥ 原案の会社法施行規則第98条の3第1号において、募集新株予約権を取締役の報酬等とする場合には、定款又は株主総会の決議によって「法第236条第1項第1号から第4号までに掲げる事項」を定めなければならないこととされており、会社法第236条第1項第2号に掲げる事項も定めなければならないように読めるが、同条第3項の場合においては、同条第1項第2号に掲げる事項ではなく、同条第3項各

号に掲げる事項を定めなければならないこととすべきである。

(当省の考え方)

御指摘を踏まえ、会社法第236条第3項の場合、すなわち募集新株予約権を取締役の報酬等とする場合において、当該新株予約権の行使に際して金銭の払込み等を要しないこととする場合には、同条第1項第2号に掲げる事項ではなく、同条第3項各号に掲げる事項を定款又は株主総会の決議によって定めなければならないこととした（会社法施行規則第98条の3第1号）。

- ⑦ 会社法施行規則第98条の3第2号及び第111条の2第2号について、新株予約権を行使することができる「一定の資格」は限定されておらず、例えば、新株予約権の付与時に当該株式会社の取締役又は執行役であった者が当該株式会社の他の役職又は他のグループ会社の役職に就任した場合であっても、新株予約権を行使することができることと定めることもできるという理解でよいか。

(当省の考え方)

会社法施行規則第98条の3第2号は、募集新株予約権を取締役の報酬等とする場合において、当該募集新株予約権を行使することができる者が行使する際に一定の地位にあること等を求めるときは、その地位等の内容の概要を決定することを求めるものであるが、「一定の資格」に該当することとなる当該地位等の内容を限定するものではない（同令第111条の2第2号についても同様である。）。

- ⑧ 会社法施行規則第98条の2第3号、第98条の3第6号、第98条の4第1項第3号及び第2項第6号、第111条第3号、第111条の2第6号並びに第111条の3第1項第3号及び第2項第6号における「割り当てる条件」とは、割当て自体に条件を付するのではなく、割り当てるに際して株式会社と取締役又は執行役との間で、債権的な合意に基づき条件を付することであると考えられるので、そのような趣旨に沿った文言とすべきである。

(当省の考え方)

会社法施行規則第98条の2第3号等における「割り当てる条件」は、募集株式等の割当てを受ける取締役又は執行役に何らかの事項を約させることに限られない。したがって、原案は相当であると考えている。

- ⑨ 会社法施行規則第98条の5について、既に取締役会において取締

役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を全て決定している場合には、同条各号に掲げる事項について特段の変更がある場合を除いて、毎年取締役会において当該方針を決定する必要はないという理解でよいか。

(当省の考え方)

改正法及び原案は、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針(会社法第361条第7項)について、当該方針や取締役の報酬等の内容に関する同条第1項各号に掲げる事項についての定款又は株主総会の決議による定めに変更がない場合にまで、一定の頻度での取締役会の決議による決定を求めるものではない。

- ⑩ 会社法施行規則第98条の5第1号について、「固定報酬」がない場合(「全額業績連動型」の会社等)も想定されるため、同条第2号及び第3号の規定と同様、「・・・がある場合には」と規定すべきである。

(当省の考え方)

会社法施行規則第98条の5第1号から第3号までの規定は、現在の取締役の報酬等に関する実務において、取締役に対して同条第2号に規定する業績連動報酬等又は同条第3号に規定する非金銭報酬等のいずれでもない報酬等を付与しない場合は多くないと考えられることなどを踏まえて原案のような規定としているものであり、原案は相当であると考えます。

- ⑪ 業績連動報酬等の定義(会社法施行規則第98条の5第2号)について、定款又は株主総会の決議を要する会社法第361条の規定で定義される報酬等であって、不確定金額報酬であることを明記すべきである。また、非金銭報酬等の定義(同令第98条の5第3号)についても、定款又は株主総会の決議を要する同法第361条の規定で定義される報酬等であって、不確定金額報酬であることを同様に明記することが望ましい。

(当省の考え方)

取締役に報酬等を付与するためには、会社法第361条第1項各号に掲げる事項を定款又は株主総会の決議によって定めなければならないこととされており、会社法施行規則第98条の5第2号及び第3号に規定する業績連動報酬等又は非金銭報酬等を付与する場合についても同様である。業績連動報酬等又は非金銭報酬等を付与する場合において、額が確定しているものとして同法第361条第1項第1号に掲

げる事項を定めなければならないこととなるか、額が確定していないものとして同項第2号に掲げる事項を定めなければならないこととなるかは、当該報酬等の内容によって定まるものであり、業績連動報酬等又は非金銭報酬等が、常に同額の額が確定していない報酬等に該当するわけではない。したがって、原案は相当であると考え。

- ⑫ 会社法施行規則第98条の5第2号の「当該株式会社又はその関係会社(会社計算規則第2条第3項第25号に規定する関係会社をいう。)の業績を示す指標」は、いわゆる連結業績を示す指標も含むという理解でよいか。「当該株式会社又はその関係会社の業績を示す指標」とするのではなく、連結計算書類の定義(会社法第444条第1項)と同様、「当該株式会社若しくはその関係会社又は当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業績を示す指標」とすべきである。

(当省の考え方)

御理解のとおりである。原案によっても会社法施行規則第98条の5第2号に規定する業績指標が連結業績を示す指標を含むことは明らかであることから、原案を修正する必要はないと考える。

- ⑬ 財務指標のほか、非財務指標もその一要素としている報酬等も、会社法施行規則第98条の5第2号の業績連動報酬等に該当するののか。

(当省の考え方)

取締役の報酬等が会社法施行規則第98条の5第2号の業績連動報酬等に該当するかどうかは当該報酬等の内容に応じて個別に判断されることとなるが、非財務指標に基づいて額又は数が算定される取締役の報酬等が業績連動報酬等に該当する場合もあると考えられる。

- ⑭ 会社法施行規則第98条の5第2号は、業績指標の内容を定めることを求めているのか、業績指標の内容の決定に関する方針を定めることを求めているのか。同様に、同条第3号は、非金銭報酬等の内容を定めることを求めているのか、非金銭報酬等の内容の決定に関する方針を定めることを求めているのか。また、業績指標の詳細は、各社の戦略に関わる営業秘密に相当すると考えられるが、同条第2号の「業績指標の内容」は、業績指標の詳細を指す趣旨ではないという理解でよいか。

(当省の考え方)

会社法第98条の5第2号は、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針として、業績指標の内容の決定に関する方針

を定めることを求めるものである。同様に、同条第3号は、非金銭報酬等の内容の決定に関する方針を定めることを求めるものである。なお、業績指標の内容の決定に関する方針として、必ずしも個別の業績指標の詳細を定めることが求められるものではない。

- ⑮ 会社法施行規則第98条の5第3号は、会社法第361条第1項第6号に基づき定款又は株主総会の決議により定められた取締役全員の金銭でない報酬等の内容の範囲で、個人別の非金銭報酬等の内容についての決定に関する方針を定めることを求めているという理解でよいか、また、同号に基づき取締役の個人別の金銭でない報酬等を定款又は株主総会の決議によって具体的に定めた場合には、同令第98条の5第3号に掲げる事項を定める必要はないという理解でよいか。

(当省の考え方)

会社法第361条第7項の規定により取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を定めなければならない株式会社においては、同条第1項第6号の規定による定款の定め又は株主総会の決議に基づいて付与される金銭でない報酬等についても、当該定款の定め又は株主総会の決議によって当該報酬等について取締役の個人別の報酬等の内容が定められていない場合には、取締役会の決議により会社法施行規則第98条の5第3号に掲げる事項を定めなければならないこととなる。なお、御理解のとおり、金銭でない報酬等について定款の定め又は株主総会の決議によって取締役の個人別の報酬等の内容が定められている場合には、同号に掲げる事項を定めることは要しない。

- ⑯ 会社法施行規則第98条の5第3号の「金銭でないもの」には、同号括弧書きで定められている募集株式又は募集新株予約権と引換えにする払込みに充てる金銭を取締役の報酬等とする場合における当該募集株式又は当該募集新株予約権に限らず、全ての募集株式又は募集新株予約権が含まれるという理解でよいか。会社法第361条第1項第6号においては、「報酬等のうち金銭でないもの」から当該株式会社の募集株式及び募集新株予約権を除くとされていることから確認したい。

(当省の考え方)

御理解のとおりである。会社法施行規則第98条の5第3号の非金銭報酬等には、取締役に対して募集株式又は募集新株予約権を付与する場合における当該募集株式及び募集新株予約権も含まれる。

- ⑰ 会社法施行規則第98条の5第2号の業績連動報酬等のうち、株式等の金銭でないものについては、同号及び第3号がいずれも適用されるという理解でよいか。

(当省の考え方)

御理解のとおりである。会社法施行規則第98条の5第2号の業績連動報酬等及び同条第3号の非金銭報酬等のいずれにも該当する報酬等については、両方の規定が適用される。

- ⑱ 会社法施行規則第98条の5第4号の「割合の決定に関する方針」について、固定額の金銭報酬はあらかじめ金額を想定することができるが、業績連動報酬や非金銭報酬はあらかじめ金額を定めることはできないことから、5：3：2のような形で事前に割合を定められる性質のものではないと思われ、どの程度の具体的な方針を定めることが求められているのかが不明確である。同号の「割合」は、一定の枠や範囲での方針を定めることを求めているという理解でよいか。

(当省の考え方)

会社法施行規則第98条の5第4号は、取締役の個人別の報酬等の額について、報酬等の種類別の割合の決定に関する方針を定めることを求めるものであり、当該方針として具体的な割合を定めるかどうかは、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を定める取締役会において判断されることとなる。

- ⑲ 会社法施行規則第98条の5第4号について、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の定めのない会社においては、「業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針」を決定する必要はないという理解でよいか。

(当省の考え方)

取締役に対して会社法施行規則第98条の5第2号の業績連動報酬等又は同条第3号の非金銭報酬等を付与しないこととする場合には、同条第1号の報酬等の額が取締役の個人別の報酬等の額の全部を占めることとなるから、同条第4号の方針としては、その旨を定めることが考えられる。

- ⑳ 会社法施行規則第98条の5第5号の「報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針」は、同条第1号から第3号までの「報酬等の額又は数の算定方法の決定に関する方針」に含まれるように思われる。同

条第1号から第3号までに掲げる事項の内容に含まれない「報酬等を与える時期又は条件」とは、具体的にどのようなものを想定しているのか。

(当省の考え方)

会社法施行規則第98条の5第5号の方針には、例えば、取締役の報酬等として金銭を付与する場合において、在任中に定期的に支払うか、退職慰労金等として退任後に支払うかなどの点についての方針が含まれると考えられる。他方で、例えば、株式を報酬等として交付する場合において、それをいわゆる事前交付型とするか事後交付型とするかは、非金銭報酬等の内容(同条第3号)の一部であるとも考えられる。このように、同条第5号の方針に相当する内容が同条第1号から第3号までに掲げる方針に含まれるものとして定められている場合には、同条第5号の方針として重ねて定める必要はないと考えられる。

- ⑳ 会社法施行規則第98条の5第6号は、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の全部又は一部を取締役その他の第三者に委任することができる旨を規定しており、法律による委任の範囲を超えているのではないか。取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定の再一任に関する規定が法律に設けられなかったにもかかわらず、省令レベルで規定を設けるのは拙速な対応ではないか。

また、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の全部又は一部を取締役その他の第三者に委任することができることとすると、取締役の個人別の報酬等の内容を明確にするという法改正の趣旨に反することになるのではないか。

(当省の考え方)

会社法施行規則第98条の5第6号は、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の全部又は一部を取締役その他の第三者に委任することとする場合において定めるべき事項を掲げるものであって、そのような委任をすることができることの根拠となる規定ではない。原案は、現在の実務において、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定について再一任がされる場合があること及び再一任については取締役の報酬等の内容の決定手続を不透明なものとするものであるなどの指摘がされていたことを踏まえたものである。また、会社法第361条第7項が取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を定めることを求めている趣旨は、取締役の報酬等の決定手続等の透明性を向上させることにあり、取締役の個人別の報酬等の内容につ

いての決定の委任に関する事項を当該方針として定め、その概要を事業報告の記載事項とすること（同令第121条第6号ロ）は、その趣旨に沿うものである。したがって、原案は相当であると考ええる。

- ⑳ 会社法施行規則第98条の5第6号柱書の「取締役」には、複数の取締役を含み、「その他の第三者」には、複数の第三者を含むという理解でよいか。また、同号柱書の「その他の第三者」には、報酬諮問委員会等任意の委員会も含まれ得ると理解しているが、その理解が正しければ、「任意の委員会」を例示で挙げることも検討すべきではないか。

（当省の考え方）

会社法施行規則第98条の5第6号柱書の「取締役その他の第三者」について、その人数を限定することとはしていない。取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の委任をすることができる範囲等については、従前から解釈に委ねられてきたところであり、原案はそれを変更するものではない。

任意に設置された報酬諮問委員会等にと取締役の個人別の報酬等の決定の全部又は一部を委任する場合には、当該報酬諮問委員会等を構成する各取締役等に対して当該委任をするものとして、会社法施行規則第98条の5第6号に掲げる事項を定めることとなる。このことは、原案からも明らかであり、原案を修正する必要はないと考える。

- ㉑ 会社法施行規則第98条の5第6号の「取締役その他の第三者に委任することとするときは」について、取締役以外の「第三者」として、どのような者が想定されているのか。また、取締役の個人別の報酬等の内容の決定を取締役のみを構成員とする任意の委員会に委任することとする場合には、法的には委員会の構成員である複数の取締役に決定を委任するにすぎないと整理して、同号イの事項として、当該複数の取締役の氏名又は地位若しくは担当を定めることになるのか。

（当省の考え方）

取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の委任をすることができる範囲等については、従前から解釈に委ねられてきたところであり、原案はそれを変更するものではない。例えば、取締役を構成員とする任意の委員会を組織し、当該委員会が取締役の個人別の報酬等の内容の全部又は一部を決定する場合には、当該委員会の構成員である各取締役が会社法施行規則第98条の5第6号イの委任を受ける者に該当するものとして、同号に掲げる事項を定めることとなる。

- ②④ 会社法施行規則第98条の5第6号について、法制審議会会社法制（企業統治等関係）部会等において明示的に議論されておらず、どのような措置が同号ハの「権限が適切に行使されるようにするための措置」に該当するかが不明である。昨今においては、コーポレートガバナンス・コード等にのっとり、社外取締役を中心とした任意の報酬委員会等を設けて代表者による報酬決定権限に一定の制約をかけるなど、ガバナンスを強化するための任意の取組も定着しつつあり、仮に、代表者への再一任がされるとしても、いかなる制度設計とするかは各社の自主的な判断に委ねれば十分であって、「権限が適切に行使されるようにするための措置」について定めることを求める必要はない。

（当省の考え方）

会社法施行規則第98条の5第6号ハは、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の全部又は一部を取締役その他の第三者に委任することとする場合において、委任を受けた者の権限が適切に行使されるようにするための措置を講ずることを義務付けるものではなく、そのような措置を講ずるかどうかは各社の判断に委ねている。他方で、そのような措置が講じられているか及び当該措置の内容は、取締役の報酬等の決定手続等の透明性を向上させる観点から重要な事項であることから、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針の内容として定めることを求めることとしたものであり、原案は相当であると考えらる。

- ②⑤ 会社法施行規則第98条の5第6号について、現在の上場会社における実務においては、任意の報酬諮問委員会等を設置している例が多いと思われるが、これらの委員会に対して報酬等に係る意見を諮問するにとどまり、報酬等に関する決定権限を委任しない場合には、同号の「取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の全部又は一部を取締役その他の第三者に委任すること」には該当しないという理解でよいか。また、同号ハについて、例えば、取締役の個人別の報酬等の内容の決定の全部又は一部の決定を代表者に委任しつつ、社外取締役を中心とした任意の報酬委員会等を設置することは、同条第1号から第3号までに掲げる方針ではなく、同条第6号ハの「権限が適切に行使されるようにするための措置」に該当するという理解でよいか。

（当省の考え方）

御理解のとおりである。いわゆる任意の報酬諮問委員会等を設置す

る場合であっても、当該報酬諮問委員会等が取締役の個人別の報酬等の内容の決定をしないのであれば、会社法施行規則第98条の5第6号に掲げる事項を定める必要はない。また、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の全部又は一部を代表取締役等に委任する場合において、任意の報酬諮問委員会等を設置し、委任を受けた代表取締役等が当該報酬諮問委員会等の見解を踏まえて当該決定をすることとする場合には、同号ハの「権限が適切に行使されるようにするための措置」に該当することとなると考えられる。

- ②⑥ 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針において、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の全部又は一部を特定の取締役に委任する旨を定め、その定めによって実際に委任を受ける取締役に明確に特定することができる場合には、以後、当該特定の取締役への委任について個別に取締役会の決議を経る必要はないという理解でよいか。

(当省の考え方)

事案に応じて個別に判断されることとなるが、取締役会の決議によって会社法施行規則第98条の5第6号に掲げる事項を定めた場合において、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の全部又は一部を取締役その他の第三者に委任すること並びに委任を受ける者及び委任する権限の内容が一義的に明確なものとされているときは、当該委任をすることについての決定も併せてされたものと考えられる。

- ②⑦ 会社法施行規則第98条の5第6号ハにおいては、受任者の「権限が適切に行使されるようにするための措置・・・の内容」を取締役会の決議によって定めることが求められているが、どのようなものを想定しているのか。例えば、任意の委員会に委任する場合の委員会構成や決議プロセスの透明性の工夫、また、取締役社長に一任した場合の取締役社長による決定に対する任意の委員会による事前及び事後のチェックプロセスなどという理解でよいか。同令第121条第6号の3ニについても同様である。

(当省の考え方)

御理解のとおり、会社法施行規則第98条の5第6号ハの措置には、任意に設置された委員会を活用することなども含まれると考えられる（同令第121条第6号の3ニについても同様である。）。

- ⑳ 会社法施行規則第98条の5第8号の事項に該当する事項としてどのようなものを想定しているのか。

(当省の考え方)

会社法施行規則第98条の5第8号の事項に該当し得る事項としては、例えば、一定の事由が生じた場合に取締役の報酬等を返還させることとする場合におけるその事由の決定に関する方針等が考えられる。

(6) 役員等のために締結される保険契約（会社法施行規則第115条の2関係）

- ㉑ いわゆるD&O保険のみが役員等賠償責任保険契約に該当すると理解しているが、そのような理解でよいか。

(当省の考え方)

会社法施行規則第115条の2においては、いわゆるD&O保険やそれに準ずる保険契約が役員等賠償責任保険契約に該当することとなることを想定した規律を設けることとしている。ただし、一般にD&O保険と称される保険契約やそれに準ずる保険契約であっても、その内容は多様であり、また、今後、新たな種類の保険契約が実務で利用されるようになることも考えられるところ、それらの保険契約が役員等賠償責任保険契約に該当するか（同条各号に掲げる契約に該当しないか）は、各保険契約の内容に応じてその都度個別に判断されることとなる。

- ㉒ 会社法施行規則第115条の2各号に掲げる保険契約の類型は、限定列举であり、仮に、同条各号に定める類型にない保険契約が問題となった場合には、当該保険契約が「職務の執行の適正性が著しく損なわれるおそれ」がないとしても、会社法の規律の対象に含まれるという理解でよいか。

(当省の考え方)

御理解のとおり、会社法施行規則第115条の2各号は限定列举である。

- ㉓ 特約のある保険や役員及び会社の両方の責任が対象となる事項に係る保険等において、どのように「主たる目的」（会社法施行規則第115条の2第1号）を判断するのか。

(当省の考え方)

主契約と特約が一体のものとして役員等賠償責任保険契約を構成す

る場合には、会社法施行規則第115条の2第1号の「主たる目的」は、主契約と特約を合わせた契約全体について判断されることとなる。また、被保険者に役員と会社の両方を含む役員等賠償責任保険契約についても、それぞれを被保険者とする部分を別の保険契約であると整理することが適切でない場合には、契約全体について「主たる目的」が判断されることとなる。その判断は、主契約か特約かなどの外形的な事情だけでなく、経済的な機能等にも着目し、個別具体的にされることとなると考えられる。

- ④ 役員を被保険者とする自動車賠償責任保険については、役員が職務中に自ら自動車を運転して不注意により事故を起こしたような場合の損害賠償責任をも対象とする保険であったとしても、会社法第430条の3第1項に規定する「役員等賠償責任保険契約」には該当しないという理解でよいか。

(当省の考え方)

会社法施行規則第115条の2第2号に掲げるものに具体的にどのような保険契約が含まれるかについては、保険契約の内容や当該保険契約を締結する会社の状況に応じて様々であることから、御指摘のような場合においても、個別具体的な事情を踏まえ解釈されることとなる。

(7) 事業報告の内容(会社法施行規則第120条から第126条まで関係)

ア 補償契約関係

- ① 具体的にどのような措置が会社法施行規則第121条第3号の2口の「職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置」に該当するのか。

(当省の考え方)

会社法施行規則第121条第3号の2口の「職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置」としては、例えば、補償契約において、株式会社が補償する額について限度額を設けることや、株式会社が会社役員に対して責任を追及する場合には補償することができないこととすることなどが考えられる。

- ② 会社法施行規則第121条第3号の3に掲げる事項の開示に当たって、当該会社役員の氏名や法令違反等に該当する事実の概要等を開示する必要はなく、単に、「補償契約に基づき補償をした会社役員が

法令に違反したことを知った」旨を記載すれば足りるか。

(当省の考え方)

御理解のとおり、会社法施行規則第121条第3号の3に掲げる事項として、費用の補償を受けた会社役員の氏名を事業報告に記載する必要はない。もっとも、当該事業年度において、当該会社役員が会社法第430条の2第1項第1号の職務の執行に関し「法令の規定に違反したこと」又は「責任を負うこと」のいずれを知ったのかを明らかにして記載することが相当であると考える。

- ③ 会社法施行規則第121条第3号の4について、当該事業年度中に複数の会社役員に対して損失を補償した場合には、事業報告において個別の会社役員ごとに開示する必要はなく、まとめて開示することで足りるという理解でよいか。また、当該会社役員の氏名や損失の具体的な内容等を開示する必要はなく、単に、「補償契約に基づき会社役員に対して会社法第430条の2第1項第2号に掲げる損失を補償した」旨を記載すれば足りるか。

(当省の考え方)

同一の事由に関して複数の会社役員に対して補償契約に基づき会社法第430条の2第1項第2号に掲げる損失を補償したときは、当該会社役員らに対して補償した旨及び補償した金額の合計額をまとめて記載すれば足りる。また、損失の補償を受けた会社役員の氏名や損失の具体的な内容等を事業報告に記載する必要はないが、会社法第430条の2第1項第2号イ又はロに掲げる損失のいずれを補償したかを明らかにして記載することが相当であると考える。

- ④ 責任限定契約に関しては、実際に責任の限定がされた場合でも事業報告における開示が求められていないこととの平仄の観点から、会社法施行規則第121条第3号の4に掲げる事項を事業報告の記載事項に含めるべきではない。仮に、このような改正をする場合であっても、飽くまで「当該事業年度において」補償したときに限って開示対象とすべきである。

(当省の考え方)

補償契約は、典型的に利益相反性が高く、役員等の職務執行の適正性に影響を与えるおそれがあることが指摘されているところ、補償契約に基づく補償に関する情報は、株主にとって重要性が高いものであり、原案は、補償契約に基づきいわゆる賠償金や和解金を支払っ

た場合には、その旨及び補償した金額を事業報告の記載事項とすることとしている。

なお、責任限定契約についても、責任限定契約を締結する役員等の責任の上限額に関する事項を定款で定めなければならないこととされ（会社法第427条第1項）、また、責任限定契約に関する定款規定の内容は登記事項とされていること（同法第911条第3項第25号）や、株式会社は、責任限定契約を締結している役員等の任務懈怠により損害を被ったことを知ったときは、一定の事項を株主総会において開示しなければならないこととされていること（同法第427条第4項）などにより、会社の負担により役員等が経済的負担を免れる範囲等についての情報開示が図られている。

また、会社法施行規則第121条第3号の4は、当該事業年度において補償したときに限って、同号に定める事項の記載を求めるものである。

したがって、原案は相当であると考ええる。

イ 取締役の報酬等関係

- ① 会社法施行規則第121条第5号の2について、同号の規定による開示が義務付けられる会社は、会社法第361条第7項各号に掲げる会社及び指名委員会等設置会社に限定すべきである。公開会社であっても、上場会社等でない会社について、業績連動報酬に関し、ここまで詳しい開示は必要ではないと考える。

（当省の考え方）

業績連動報酬等についての情報を株主に提供することの必要性は、会社法第361条第7項各号に掲げる株式会社又は指名委員会等設置会社であるかどうかによって変わるものではないと考えられることから、原案は相当であると考ええる。

- ② 業績指標は、大小様々な要素を設定することも一般的であるところ、会社法施行規則第121条第5号の2イは、業績連動報酬等の決定方法を十分に説明することができる場合には、当該業績連動報酬等の算定の基礎として選定された全ての業績指標を網羅的に記載することまで求めるものではないという理解でよいか。

（当省の考え方）

会社法施行規則第121条第5号の2は、業績連動報酬等が会社役員に適切なインセンティブを付与するものであるかを判断するた

めに必要な情報の開示を求めるものであり、そのような目的に照らして必要な記載が求められる。

- ③ 会社法施行規則第121条第5号の2は、取締役の業績連動報酬等について、「業績連動報酬等の額又は数の算定方法」（同号ロ）及び「業績指標の数値」（原案の同号ハ）を事業報告の内容に含めなければならないこととしている。しかし、企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和48年大蔵省令第5号）（以下「開示府令」という。）においては、「当該業績連動報酬に係る指標の『目標及び実績』」を記載しなければならないと定めている（開示府令第二号様式記載上の注意（57）c）。原案は、開示府令と異なる文言を用いており、近時議論されている事業報告と有価証券報告書の一体的開示の要請に著しく反する。さらに、「業績指標の数値」まで開示することを要求すると、例えば、特定の事業分野を管掌する業務執行取締役の役員報酬の額が、当該特定の事業分野における対外的に開示されていないKPIと連動して確定することとなっている場合には、当該未開示のKPIまで開示することが事実上強制されることとなるため、適切ではない。したがって、原案の会社法施行規則第121条第5号の2ロ及びハは削除するか、少なくとも開示府令と同一の文言にすべきである。

（当省の考え方）

御指摘を踏まえ、原案の会社法施行規則第121条第5号の2ハを修正し、同号イの業績指標に関する実績を事業報告の記載事項とすることとした。

なお、開示府令は、業績連動報酬について「業績連動報酬の額の決定方法」（第二号様式記載上の注意（57）a）及び業績連動報酬に係る指標の目標及び実績（同c）等の記載を求めており、前記の修正後の会社法施行規則第121条第5号の2ロ及びハの規定は、これらとも整合的である。

- ④ 会社法施行規則第121条第5号の2ロについて、「当該業績連動報酬等の額又は数の算定方法」が事業報告の記載事項とされているが、これは、業績指標から具体的な金額に至る計算式の開示を求めるものではないという理解でよいか。また、計数目標の達成度だけではなく、個人別の定性的な目標達成度など裁量性のある内容を含めて業績連動報酬を設計している場合には、シンプルな計算式を開示す

ることは難しいことから、「算定方法」ではなく、「算定方法の概要」とすべきである。

(当省の考え方)

会社法施行規則第121条第5号の2ロが業績連動報酬等の額又は数の算定方法を事業報告の記載事項としている趣旨は、業績連動報酬等と業績指標との関連性等、業績連動報酬等の算定に関する考え方を株主が理解することができるようにすることにあることから、同号の規定による記載としては、これらの事項を株主が理解することができる程度の記載が求められ、株主が開示された業績指標に関する実績等から業績連動報酬等の具体的な額又は数を導くことができるような記載が必ずしも求められるものではない。また、同号ロの規定による業績連動報酬等の額又は数の算定方法の記載は、計算式を記載することに限られるものではない。したがって、原案を修正する必要はないと考える。

- ⑤ 原案の会社法施行規則第121条第5号の2ハの「業績指標の数値」について、事業報告を作成する時点では業績連動報酬の算定に用いる業績指標の数値が確定していない場合があることや、業績連動報酬等の業績指標として選定していても、企業戦略上の理由から当該指標の公表が好ましくないものや公表していない損益計算書上の財務指標、非財務指標等数値を記載することが適さないものもあることから、必ずしも、数値を記載することを求めるものではなく、実績について記載すれば足りるという理解でよいか。

(当省の考え方)

御指摘を踏まえ、原案の会社法施行規則第121条第5号の2ハを修正し、同号イの業績指標の数値ではなく、同号イの業績指標に関する実績を事業報告の記載事項とすることとした。

- ⑥ 第121条第5号の2イの「当該業績連動報酬等の額又は数の算定の基礎として選定した業績指標の内容及び当該業績指標を選定した理由」、原案の同号ハの「当該業績連動報酬等の額又は数の算定に用いたイの業績指標の数値」を事業報告の記載事項とすることについて、これらの事項は営業秘密と密接に関わる可能性があることから、これらの規定を新設する改正に反対する。仮に、このような改正をする場合には、例えば、開示されていないセグメントの利益など、非開示の業績指標を選定した場合にどの程度の記載が求められるの

か。

(当省の考え方)

会社法施行規則第121条第5号の2は、業績連動報酬等が会社役員に適切なインセンティブを付与するものであるかを判断するために必要な情報の開示を求めるものであり、そのような目的に照らして必要な記載が求められる。したがって、当該規定は事業報告を作成する会社に過度の負担を課すものではなく、原案は相当であると考えられる。なお、他の御意見等も踏まえ、原案の同号ハを修正し、同号イの業績指標に関する実績を事業報告の記載事項とすることとした。

- ⑦ 会社法施行規則第121条第5号の3において、「当該非金銭報酬等の内容」として、どの程度の記載を求めているのか。例えば、「当社株式」等の記載で足りるのか。

(当省の考え方)

会社法施行規則第121条第5号の3の規定による非金銭報酬等の内容についての事業報告の記載としては、非金銭報酬等によって会社役員に対して適切なインセンティブが付与されているかを株主が判断するために必要な程度の記載が求められる。例えば、同号の当該非金銭報酬等に株式が含まれる場合には、当該株式の種類、数や当該株式を割り当てた際に付された条件の概要等を記載することが考えられる。

- ⑧ 会社法施行規則第121条第5号の4ハの「当該定めに係る会社役員の数」が何を指すか明確にすべきである。

(当省の考え方)

会社法施行規則第121条第5号の4ハは、同号柱書の定款の定めが設けられ、又は同号柱書の株主総会の決議がされた時点において、それらの定めの対象とされていた会社役員の数に記載することを求めるものである。このことは、「当該定めに係る会社役員の数」という文言から明らかであり、原案を修正する必要はないと考えられる。

- ⑨ 会社法施行規則第121条第5号の2に掲げる事項と同条第5号の4に掲げる事項、同条第5号の3に掲げる事項と同条第5号の4に掲げる事項は、同じ内容を繰り返し記載することとなるため、それぞれいずれかの号に集約することが望ましい。

(当省の考え方)

会社法施行規則第121条第5号の2及び第5号の3は、同条第4号及び第5号に基づいて記載された会社役員の報酬等についての記載を求めるものである。他方で、同条第5号の4は、報酬等を付与する根拠となる定款の定め又は株主総会の決議の内容等について記載を求めるものであり、同条第5号の2及び第5号の3とは記載を求める趣旨を異にするため、別個に規定している。また、原案は、事業報告の中で適宜他の箇所を引用するなどして重複した記載を避ける工夫をすることを妨げるものではない。したがって、原案を修正する必要はないと考える。

- ⑩ 会社法施行規則第121条第5号の4について、指名委員会等設置会社においては、会社法第361条第1項に基づく定款の定め又は株主総会の決議を要しないため（同法第404条第3項）、指名委員会等設置会社については、同号による開示を要しない旨を条文上明確にすべきである。

(当省の考え方)

会社法第361条第1項等に基づく会社役員の報酬等についての定款の定め又は株主総会の決議による定めがない場合には、会社法施行規則第121条第5号の4に掲げる事項を事業報告に記載することを要しない。このことは、原案からも明らかであり、原案を修正する必要はないと考える。

- ⑪ 会社法施行規則第98条の5は、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針として定めるべき事項を多数定めているが、会社によって方針の内容は様々であり、同条各号の内容に添った形で方針を決定しているわけではない。同令第121条第6号ロの「当該方針の内容の概要」の開示に当たっては、同令第98条の5各号に掲げる事項ごとに開示することまでが求められているのではなく、会社が定めた方針の中に同条各号に掲げる方針が含まれていれば、いわゆる報酬プログラム又は報酬ポリシーとしてまとめて開示することが許容されるという理解でよいか。

(当省の考え方)

会社法施行規則第121条第6号ロに基づいて記載すべき取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針の概要について、その記載の順序等について定めることとはしておらず、同令第9

8条の5各号に掲げる事項ごとに記載しなければならないわけではない。

- ⑫ 会社法施行規則第121条第6号ハについて、会社法第361条第7項の方針又は同法第409条第1項の方針に従って取締役又は執行役の個人別の報酬等の内容を決定することは、役員¹の善管注意義務の内容であり、事業報告において記載させる必要まではないことから、同号ハは、削除すべきである。仮に、事業報告への記載を求めるとしても、指名委員会等設置会社は除外すべきである。

(当省の考え方)

御理解のとおり、会社法第361条第7項の方針又は同法第409条第1項の方針がある場合には、それらの方針に従って取締役又は執行役の個人別の報酬等の内容を決定しなければならないこととなるが、会社法施行規則第121条第6号ハは、当該方針に従って取締役又は執行役の個人別の報酬等の内容が決定されたことを株主が判断することができるように情報の提供をすることを求めるものであって、原案は相当であると考えます。

- ⑬ 会社法施行規則第121条第6号ハにおいて、取締役の個人別の報酬等の内容がその方針に沿うものであると取締役会が判断した理由の開示は、個人別の報酬等の内容の決定について取締役会が取締役その他の第三者に委任している場合も必要とされるのか。また、もし必要であるとしても、その判断のために、取締役会に取締役の個人別の報酬等の内容を開示しなければならないわけではないという理解でよいか。

(当省の考え方)

会社法施行規則第121条第6号ハの規定による事業報告の記載は、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の全部又は一部を取締役その他の第三者に委任する場合にも必要となる。取締役会として、取締役の個人別の報酬等の内容がその決定に関する方針に沿うものであるかどうかをどのような方法で判断するかは、各社の取締役会において判断されることとなる。

- ⑭ 会社法施行規則第121条第6号ハについて、取締役会若しくはその委任を受けた取締役その他の第三者又は報酬委員会は、会社法第361条第7項の方針又は同法第409条第1項の方針に従って

取締役等の個人別の報酬等の内容を決定する義務を負うから、取締役等の個人別の報酬等の内容は当然に当該方針に沿ったものになっていると考えられ、「当該方針に沿うものであると取締役会・・・が判断した理由」を更に開示させる意義は乏しいと考えられること、このような開示を求めたとしても、實際上、当該方針の内容を改めて説明する形で「取締役会が判断した理由」を記載するほかないケースも多いと思われ、開示を求める実際上の意味がないと思われることから、「当該方針に沿うものであると取締役会・・・が判断した理由」を事業報告の記載事項とする改正に反対する。

(当省の考え方)

取締役又は執行役の個人別の報酬等の内容がその決定に関する方針(会社法第361条第7項, 第409条第1項)に沿うものであることについて、株主が取締役又は執行役の報酬等に関する開示の内容と当該方針に関する開示の内容を自ら比較することのみによって確認することは必ずしも容易ではなく、取締役会又は報酬委員会がその点に関する判断の理由を示すことは有益であるから、原案は相当であると考えます。

- ⑮ 会社法施行規則第121条第6号について、開示の基準時はいつか。「方針を定めているときは」という同号柱書の規定の仕方からすると、事業報告を作成する時点で「方針」が存在する場合に当該事業報告作成時点における「方針」について開示すれば足りるように読めるが、他方で、同号ハにおいては、「当該事業年度に係る取締役・・・の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会・・・が判断した理由」の開示が求められており、「当該事業年度時点」における「方針」の開示が必要であるようにも思われる。「当該事業年度時点」における方針と「事業報告作成時点」における方針の内容が異なることがあり得るから、開示の基準時がいずれかであるかが明確になっている必要がある。

(当省の考え方)

会社法施行規則第121条第6号の規定により会社法第361条第7項の方針又は同法第409条第1項の方針について事業報告に記載する場合において、どの時点において存在する方針について記載すべきかについては、事業報告の作成時又は当該事業年度末日のいずれの考え方もあり得ると考えられる。ただし、いずれの考え方による場合であっても、同令第121条第6号ハが当該事業年度に係

る取締役又は執行役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由を記載することを求めていることも踏まえ、事業年度中又は事業年度末日後に当該方針について変更があった場合には、変更前の当該方針についても当該理由の説明のために必要な記載をすることが考えられる。

- ⑩ 会社法施行規則第121条第6号においては、指名委員会等設置会社における報酬委員会が決定することを義務付けられている執行役等の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針（会社法第409条第1項）についても開示が求められている。当該方針の具体的な内容は、法務省令に委任されていないものの、監査役会設置会社（公開会社かつ大会社に限る。）である有価証券報告書提出会社又は監査等委員会設置会社において決定が義務づけられる取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針（同法第361条第7項）の内容について具体的に規定する同令第98条の5各号に掲げる事項と別異に解する必要はないという理解でよいか。

（当省の考え方）

原案は、指名委員会等設置会社における報酬委員会が定めなければならないこととされている執行役等の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針（会社法第409条第1項）の内容について、従前の解釈を変更するものではない。

- ⑪ 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針の決定が義務付けられていない会社においては、会社法施行規則第121条第6号の2だけでなく、同条第6号に掲げる事項についても、事業報告における記載を省略することを認めるべきではないか。

（当省の考え方）

会社法第361条第7項の方針又は同法第409条第1項の方針を定めることを要しない会社が、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を任意に定めた場合であっても、会社法施行規則第121条第6号に規定する「法第361条第7項の方針又は第409条第1項の方針を定めているとき」には該当しないため、同号に掲げる事項を事業報告に記載することを要しない。このことは、原案からも明らかであり、原案を修正する必要はないと考える。

- ⑫ 会社法施行規則第121条第6号とは別に、同条第6号の2が

必要な理由は、何か。

(当省の考え方)

会社法施行規則第121条第6号は、会社法第361条第7項の方針又は同法第409条第1項の方針に関する事項の記載を求めるものであるが、これらの方針は、監査等委員でない取締役又は執行役の個人別の報酬等に関するものである。他方で、これらの者以外の会社役員の報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する方針が任意に定められている場合における当該方針も、会社役員に適切にインセンティブが付与されているかを株主が判断するために重要な情報であることから、同令第121条第6号の2は、そのような方針についても事業報告に記載することを求めている。

- ①⑨ 会社法施行規則第121条第6号イの「当該方針の決定の方法」について、単に、「取締役会の決議により決定した」、「報酬委員会の決議により決定した」とだけ開示すれば足りるのか、それとも、より詳細な内容の開示が求められるのか。

(当省の考え方)

会社法施行規則第121条第6号イの「当該方針の決定の方法」としては、取締役会の決議により決定したこと等に加えて、例えば、方針を決定するに当たって、任意に設置した報酬諮問委員会の答申を得たことなど、当該方針を決定する過程に関する重要な事実があれば、それを記載することが考えられる。

- ①⑩ 会社法施行規則第121条第6号の3イについて、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の全部又は一部を社外取締役から構成される任意の報酬委員会に委任する場合にも開示が求められるという理解でよいか。

(当省の考え方)

社外取締役から構成される任意の報酬委員会が取締役の個人別の報酬等の内容の全部又は一部を決定したときは、当該委員会の各構成員が会社法施行規則第121条第6号の3イの「当該委任を受けた者」に該当するものとして同号に掲げる事項を記載することとなる。

- ①⑪ 会社法施行規則第121条第6号の3ハは、取締役の個人別の報酬等の内容の全部又は一部を取締役会から委任を受けた取締役その

他の第三者が決定した場合において、「権限を委任した理由」を事業報告の記載事項としているが、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針として、同様の記載をすることが求められていない（同令第98条の5第6号）のは、なぜか。

（当省の考え方）

取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の全部又は一部を取締役その他の第三者に委任することとする場合には、そのような委任をすること及び当該委任の内容等が取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針に該当すると考えられ、当該委任をする理由は方針そのものではないと考えられるため、会社法施行規則第98条の5第6号においては当該委任をする理由を挙げていない。

- ② 会社法施行規則第121条第6号の3ハについて、「権限を委任した理由」を記載することは、法制審議会会社法制（企業統治等関係）部会では議論されておらず、長年の安定した会社法の解釈に基づく実務を変更させるのであれば、法務省令の改正ではなく法改正によるべきであることから、同号ハは削除すべきである。

（当省の考え方）

会社法施行規則第121条第6号の3ハの規定は、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の全部又は一部を取締役等に委任することについて、従前の解釈や実務を変更することを意図したものではないが、委任をした理由は、当該委任が必要であったかどうかや委任の内容が適切であったかどうか等を株主が検討するに際して有益な情報であると考えられることから、事業報告の記載事項としたものであり、原案は相当であると考えます。

- ③ 会社法施行規則第121条第6号の3ニは、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容についての決定の全部又は一部について委任を受けた者の権限が適切に行使されるようにするための「措置を講じた場合にあつては、その内容」を事業報告の内容に含めなければならないこととしているが、文言を「措置の内容」と修正するとともに、措置の内容が実効的なものであると取締役会が判断する理由、社外取締役が選任されている株式会社にあつては、当該理由の相当性に関する社外取締役の意見を追加し、開示規制により取締役会の監督権限が適切に発揮されるようにすべきである。

(当省の考え方)

取締役会が取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の全部又は一部を取締役その他の第三者に委任する場合において、その権限が適切に行使されるようにするための措置を講ずるかどうか、どのような措置を講ずるかは各社の判断に委ねられている。したがって、何らかの措置を講じなければならないことを前提とした規律とすることは、適切でない。また、事業報告に会社法施行規則第121条第6号の3ニに基づく記載がない場合には、そのことから当該株式会社が同号ニの措置を講じていないことが明らかとなるし、原案は、当該措置の内容が実効的なものであることなどについて社外取締役の意見がある場合において、当該意見を任意に事業報告に記載することを妨げるものではない。したがって、原案は相当であると考ええる。

- ④ 会社法施行規則第121条第6号の3ニにおいて、取締役の個人別の報酬等の内容の全部又は一部の決定について委任を受けた取締役の権限が適切に行使されるようにするための措置を講じた場合にあっては、その内容を事業報告に記載することを求める趣旨は、何か。同条第6号ハにおいては、取締役の個人別の報酬等の内容がその決定に関する方針に沿うものであると取締役会が判断した理由の開示が既に求められているところ、これに加えて同条第6号の3ニに掲げる事項の開示を求める必要性は乏しいのではないか。

(当省の考え方)

取締役の個人別の報酬等の内容の決定の全部又は一部を取締役その他の第三者に委任することについては、株主に対して十分な情報提供がされるべきであると考えられることから、会社法施行規則第121条第6号の3ニは、委任された権限が適切に行使されるための措置に関する事項を事業報告に記載しなければならないこととしている。また、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針において当該措置に関する事項を定めていない場合であっても、当該措置がとられたときには、当該措置に関する事項を事業報告に記載することを求めることが適切である。なお、原案は、同号ニの規定により記載する事項と同条第6号ハの規定により記載する事項との間に重複がある場合において、他方の記載を引用するなどの工夫を妨げるものではない。したがって、原案は相当であると考ええる。

- ②⑤ 会社法第361条第7項各号に掲げる株式会社については、会社法施行規則第121条第6号ロの規定により、事業報告において、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針の内容の概要（同令第98条の5第6号イからハまでの各事項を含む。）を開示することとなるから、同令第121条第6号の3ハ及びニに掲げる事項を重ねて開示させる必要はない。また、同項各号に掲げる株式会社以外の株式会社についても、取締役の個人別の報酬等の内容の決定の委任に関し、ここまで詳細な事項の開示を求める必要はないと考えられる。したがって、同令第121条第6号の3ハ及びニに掲げる事項を事業報告の記載事項とすべきではない。

（当省の考え方）

会社法施行規則第121条第6号の3ハ及びニに掲げる事項は、取締役の個人別の報酬等の内容の決定の全部又は一部を取締役その他の第三者に委任した場合において、当該委任が必要であったかどうかや委任の内容が適切であったかどうか等を株主が検討するに際して有益な情報であることから、事業報告の記載事項としたものであり、原案は相当であると考えます。

- ②⑥ 原案の会社法施行規則第122条第1項第2号について、信託を用いた株式報酬制度（株式交付信託）を導入している場合には、役員の内任期間中は専らポイントが加算されるだけで、株式や金銭は支給されず、退任から一定期間経過した後に、累積ポイント相当の当社株式の交付を受けることができることとされている場合がある。このような場合には、交付した株式の数、対象者の人数等の開示は、どのように行うことになるのか。

（当省の考え方）

御指摘を踏まえ、原案の会社法施行規則第122条第1項第2号を修正し、会社役員であった者に職務執行の対価として当該株式会社の株式を交付した場合においても、当該株式の数等を記載しなければならないこととした。

- ②⑦ 会社法施行規則第122条第1項第2号について、当該株式会社の株式の購入資金に充てるために会社役員に対し報酬等として金銭を支給している場合において、当該金銭を用いて当該会社役員が市場又は持株会を通じて当該株式会社の株式を取得したときは、当該株式について同号の規定による記載は要しないという理解でよいか。

また、同号は、当該株式会社の株式の交付を受けた各会社役員についてその氏名や交付株式数を事業報告に記載することを求めるものではなく、役員区分ごとの人数と交付株式数の総数を記載すれば足りるという理解でよいか。

(当省の考え方)

会社法施行規則第122条第1項第2号は、当該株式会社が会社役員に対して職務執行の対価として交付した株式又は職務執行の対価として交付した金銭の払込みと引換えに交付した株式について記載することを求めるものであり、その他の方法により会社役員が取得した株式について記載することは要しない。また、同号は、同号イからニまでに掲げる会社役員の区分ごとに交付した株式の数及び人数を記載することを求めるものであり、各会社役員についてその氏名や交付を受けた株式の数の記載をすることは要しない。

- ⑳ 取締役の中でも社外取締役と業務執行取締役を中心とするそれ以外の取締役とでは、期待されている役割が異なり、企業統治の観点から付与すべきインセンティブも異なると考えられる。そのため、事業報告における取締役の報酬等の額の記載については、業績連動報酬等の総額、非金銭報酬等の総額及びそれら以外の報酬等の総額（あるいは、報酬等全体に占める業績連動報酬等及び非金銭報酬等の割合）について、社外取締役とその他の取締役に分けて記載がされるようにすべきである。

(当省の考え方)

御指摘を踏まえ、原案の会社法施行規則第121条第4号イ及びロを修正し、同令第124条第5号の規定による事業報告における社外役員の報酬等に関する記載についても、業績連動報酬等、非金銭報酬等及びその他の報酬等に分けてその総額又は額を記載しなければならないこととした。

ウ 役員等のために締結される保険契約関係

- ① 原案の会社法施行規則第121条の2第1号の「当該保険者の氏名又は名称」については、当該事項の開示を求める規定を設ける趣旨が必ずしも明らかではない反面、守秘性の高い個別の取引情報が開示されることによる実務上の弊害が懸念されるので、削除すべきである。

(当省の考え方)

役員等賠償責任保険契約については、職務の執行の適正性の確保、利益相反問題への対応、投資家への情報提供等の趣旨を踏まえ、事業報告において開示すべき事項を定めることとしている。

保険者が誰であるかは、開示の対象となる役員等賠償責任保険契約を特定するための基本的な情報であり、役員等賠償責任保険契約に関する開示の趣旨等を踏まえて一定の意義を有する情報であると考えられたことから、原案においては、保険者の氏名又は名称の開示を求めるものとしていた。

しかし、個別の取引の守秘性等との比較衡量において、開示による不利益が開示の意義を上回るなどという理由から、保険者の氏名又は名称の開示を求めることに強く反対する御意見が比較的多く寄せられたこと等を踏まえ、原案の会社法施行規則第121条の2第1号を削除し、保険者の氏名又は名称の開示は求めないこととした。

- ② 「被保険者の範囲」(原案の会社法施行規則第121条の2第2号)及び「被保険者が実質的に保険料を負担している場合にあっては」(原案の同条第3号括弧書き)における「被保険者」には、当該株式会社の役員等ではない被保険者は含まれないという理解でよいか。

(当省の考え方)

会社法施行規則第121条の2第1号及び第2号(原案の同号及び第3号)括弧書きの「被保険者」には、被保険者に当該役員等賠償責任保険契約の保険契約者である株式会社の役員等でない者が含まれている場合における当該役員等でない者が含まれる。

- ③ 役員等賠償責任保険契約の被保険者の範囲に当該保険契約の保険契約者である株式会社の役員等のみならず、当該株式会社の子会社の役員等が含まれており、かつ、当該子会社が公開会社である場合には、当該子会社の事業報告において、当該保険契約に関して記載する必要はないという理解でよいか。なお、この場合において、当該子会社が実質的に保険料を一部負担するときも、当該子会社の事業報告において当該保険契約に関して記載する必要はないという理解でよいか。

(当省の考え方)

御指摘の場合においては、当該子会社は当該保険契約の保険契約者ではないことから、当該子会社の事業報告において、役員等賠償責任保険契約に関する事項として当該保険契約に関する事項を記載する必要はないこととなる。このことは、当該子会社が、当該保険契約

の保険料の一部を実質的に一部負担していたとしても、当該子会社が当該保険契約の保険契約者でないのであれば、同様である。もっとも、前記②のとおり、当該保険契約の保険契約者である株式会社が事業年度末日において公開会社である場合には、当該株式会社の事業報告においては役員等賠償責任保険契約に関する事項として当該保険契約に関する事項を記載することが必要となり、被保険者の中に当該子会社の役員等が含まれることなどについても記載が必要となる。

- ④ 原案の会社法施行規則第121条の2第2号の「被保険者の範囲」について、被保険者の氏名の記載は要しないという理解でよいか。

(当省の考え方)

会社法施行規則第121条の2第1号(原案の同条第2号)は、役員等賠償責任保険契約の被保険者の範囲を特定することができるのであれば、被保険者の氏名を記載することを求めるものではない。

- ⑤ 事業報告における役員等賠償責任保険契約に関する記載は、事業年度中に役員等賠償責任保険契約に内容の変更があったとしても、事業年度末日において有効な役員等賠償責任保険契約の内容について記載すれば足りるという理解でよいか。

(当省の考え方)

別段の定めがない限り、事業報告の記載は、事業報告の対象とする事業年度の初日から末日までに発生又は変動した事象を内容とするものと解釈されているところ、役員等賠償責任保険契約の記載についても、事業報告の対象とする事業年度の初日から末日までに有効であった全ての役員等賠償責任保険契約に関する記載が要求される。

- ⑥ 原案の会社法施行規則第121条の2第3号の「内容の概要」について、役員等賠償責任保険契約の保険料を全額会社負担とし、特段の措置も講じていない場合には、「填補の対象となる保険事故の概要」のみを記載すれば足りるという理解でよいか。また、特約がある場合も、個々の内容について網羅的に記載する必要はないという理解でよいか。

(当省の考え方)

会社法施行規則第121条の2第2号括弧書き(原案の同条第3号括弧書き)に規定する内容は例示列举である。同条第2号は、役員

等賠償責任保険契約を締結することについて株式会社と役員等との間の利益が相反するおそれがあること、株式会社が抱えているリスクを投資者が評価する際に保険契約の内容等がその指標として機能するものであること等から、これらの契約の内容の概要が、株主にとって重要な情報であると考えられるため、事業報告において、「役員等賠償責任保険契約の内容の概要」の記載を求めることとしている。

役員等賠償責任保険契約の内容は、各株式会社における個別具体的な事情に応じて決定されること、会社法施行規則第121条の2第2号括弧書き（原案の同条第3号括弧書き）に列挙した事項以外にその内容の概要として何を記載することが求められるかは、これらの事情に応じて各株式会社において判断されるべき事項であるが、前記の趣旨を踏まえて、当該役員等賠償責任保険契約の内容の重要な点（特約がある場合には、主契約と特約を合わせた契約全体の重要な点）を理解するに当たり必要な事項を記載することが求められる。

- ⑦ 原案の会社法施行規則第121条の2第3号括弧書きの「填補の対象とされる保険事故の概要」については、どの程度の記載を想定しているのか。

（当省の考え方）

役員等賠償責任保険契約において填補の対象とされる保険事故の内容は、保険契約者である各株式会社及び保険者の個別具体的な事情に応じて決定されること、会社法施行規則第121条の2第2号括弧書き（原案の同条第3号括弧書き）の「填補の対象とされる保険事故の概要」として事業報告に何を記載するかについても、これらの事情に応じて各株式会社において判断されることとなる。もっとも、事業報告において、「役員等賠償責任保険契約の内容の概要」の記載を求めることとしている趣旨は、前記⑥のとおりであり、前記の趣旨を踏まえ、「填補の対象とされる保険事故」の重要な点を理解するに当たり必要な事項を記載することが求められる。

- ⑧ 原案の会社法施行規則第121条の2第3号括弧書きの「被保険者である役員等・・・の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあってはその内容」は、どのような内容を想定しているのか。特段の措置を講じていない場合には、何も記載しないということによいか。

（当省の考え方）

被保険者である役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置の一例としては、役員等賠償責任保険契約に免責額についての定めを設け、一定額に至らない損害については填補の対象としないこととすることなどが考えられる。また、特段の措置を講じていない場合には、会社法施行規則第121条の2第2号括弧書き（原案の同条第3号括弧書き）の規定による記載をすることは要しない。

- ⑨ 原案は、役員等賠償責任保険契約に基づいて保険給付がされた場合に、当該保険給付の金額等を「株式会社の会社役員に関する重要な事項」（会社法施行規則第121条第11号）として事業報告の内容に含めることを否定する趣旨ではないという理解でよいか。

（当省の考え方）

原案は、役員等賠償責任保険契約に基づいて保険給付がされた場合であっても、当該保険給付の金額等を事業報告に記載することを求めることはしていないが、各株式会社の判断において、当該事項が会社法施行規則第121条第11号に規定する「株式会社の会社役員に関する重要な事項」に該当するとして、事業内容の内容に含めることを否定するものではない。

エ 社外取締役関係

- ① 会社法第348条の2第1項又は第2項の規定により社外取締役が業務を執行した場合には、その旨及び当該業務の概要を事業報告の記載事項とするとともに、監査等委員又は監査委員が当該業務を執行した場合には、自己監査となるおそれがあるため、これら委員の監査職務の適正性が損なわれることのないようにするための措置の内容を事業報告の記載事項とすべきである。

（当省の考え方）

社外取締役が会社法第348条の2第1項又は第2項の規定により委託を受けた業務を執行する場合には、業務執行取締役の指揮命令により当該委託された業務を執行することはできず、独立してこれを執行することが想定されているが（同条第3項）、社外取締役が誰の監督も受けないまま継続的に業務を執行するという事態が生じないように、その都度、取締役（取締役会設置会社においては取締役会）の決定を得ることが要件とされている。また、当該社外取締役による業務執行が重要であり、会社法施行規則第121条第11号の

「株式会社の会社役員に関する重要な事項」又は同令第124条第4号の「各社外役員の当該事業年度における主な活動状況」に該当する場合には、これらの規定により事業報告に当該業務執行に関する事項を記載することが求められることとなる。

また、会社法施行規則第118条第2号においても、いわゆる内部統制システム等の整備についての取締役の決定又は取締役会の決議があるときは、その決定又は決議の内容の概要及び当該体制の運用状況の概要を事業報告の内容としなければならないこととされているところ、監査等委員又は監査委員である社外取締役が会社法第348条の2第1項又は第2項の規定により委託を受けた業務を執行する場合における当該監査等委員又は監査委員による監査職務の適正性が損なわれることのないようにするための措置を会社が講じている場合には、そのような内容は同号に掲げる事項に含まれ得ると考えられる。

したがって、これらの会社法施行規則の規律に加えて、御提案のような内容を明示的に事業報告の記載事項とする改正をする必要はないと考える。

- ② 会社法施行規則第124条第4号ホに規定する事業報告における「当該社外役員が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要」の記載については、当該株式会社と当該社外役員との間で、当該社外役員が果たすことが期待される役割に関する認識についてすり合わせが行われている場合に限定すべきである。

(当省の考え方)

社外取締役は、少数株主を含む全ての株主に共通する株主の共同の利益を代弁する立場にある者として、業務執行者から独立した客観的な立場で、会社経営の監督を行い、また、経営者あるいは支配株主と少数株主との利益相反の監督を行う等の役割を果たすことが期待されているところ、改正法は、我が国の資本市場が信頼される環境を整備し、上場会社等については社外取締役による監督が保証されているというメッセージを内外に発信するため、上場会社等に社外取締役の設置を義務付けることとしている。原案は、これを踏まえ、社外取締役に期待される役割を当該社外取締役がどの程度果たしたかについて事後的に検証することができるようにすることにより、社外取締役による監督の実効性を担保するため、事業報告において、上場会社等に一律に社外取締役が果たすことが期待される役割に関

して行った職務の概要を開示させることとしたものである。したがって、社外取締役が果たすことが期待される役割に関する認識についてのすり合わせが行われているか否かによって、社外取締役についての開示事項に差異を設ける合理的な理由はないと考えられる。

したがって、原案は相当であると考ええる。

- ③ 会社法施行規則第124条第4号ホにおいて要求される「当該社外役員が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要」は、実務上、同号イからニまでに掲げる事項の記載に尽きるため、これらの規律に加え、同号ホに掲げる事項の記載を求める必要はない。

(当省の考え方)

社外取締役は、少数株主を含む全ての株主に共通する株主の共同の利益を代弁する立場にある者として、業務執行者から独立した客観的な立場で、会社経営の監督を行い、また、経営者あるいは支配株主と少数株主との利益相反の監督を行う等の役割を果たすことが期待されているところ、改正法は、我が国の資本市場が信頼される環境を整備し、上場会社等については社外取締役による監督が保証されているというメッセージを内外に発信するため、上場会社等に社外取締役の設置を義務付けることとしている。原案は、このような改正法の趣旨を踏まえ、仮に、当該社外役員が果たすことが期待される役割に関して行った職務が会社法施行規則第124条第4号イからニまでに掲げる事項と重複する場合であっても、事業報告において、社外役員が果たすことが期待される役割との関連性を示した上で、当該社外役員が行った職務の概要をより具体的に記載させることにより、当該社外取締役が期待される役割をどの程度果たしたかについて事後的に検証することを可能とし、社外取締役による監督の実効性を担保しようとするものである。

したがって、原案は相当であると考ええる。

オ その他

- ① 会社法施行規則第120条第1項第7号について、株式会社と親会社との間に合意がない場合であっても、親会社が策定する役員を選解任に係るグループ全体の方針に基づいて役員を選解任が行われているときは、当該グループ全体の方針について事業報告に記載することが求められるのか。

(当省の考え方)

会社法施行規則第120条第1項第7号は、当該株式会社と親会社との間に重要な財務及び事業の方針に関する契約等が存する場合にその概要を事業報告に記載することを求めるものであって、当該株式会社が関知していない親会社における方針等の記載を求めるものではない。

- ② 会社法施行規則第120条第1項第7号について、株式会社とその親会社との間の重要な財務及び事業の方針に関する契約等だけではなく、株式会社とその子会社との間に重要な財務及び事業の方針に関する契約等が存在する場合についても記載を求める必要はないか。

(当省の考え方)

会社法施行規則第120条第1項第7号は、上場子会社における少数株主保護の議論等も踏まえ、親会社を有する公開会社において、親会社との間に重要な財務及び事業の方針に関する契約等がある場合にその概要を事業報告に記載しなければならないこととしたものであり、その趣旨から、当該株式会社とその子会社との間の契約等の開示を求めることはしていない。

- ③ 親会社との間の契約等の内容の概要の開示については、法制審議会会社法制(企業統治等関係)部会で議論されたことはないものであり、立法事実があるかも不明であり、時期尚早といえる。よって削除すべきである。

仮に、削除しない場合には、原案の文言は、開示対象となる事項及び範囲も不明確であり、開示対象となる事項を、この規定を設ける趣旨に照らして必要最低限のものに限り、かつ、一義的に明確に規定すべきである。

また、「契約等」の「等」に関して、その外延が不明確である。開示が求められるのは飽くまで双方の意思が合致して明示的な合意がある場合に限られることを明らかにすべきである。

会社法施行規則における親会社、子会社の定義に関する「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」について、「重要な財務及び事業の方針の決定を支配する契約等が存在すること。」が規定されているが(同令第3条第3項第2号ハ)、同令第120条第1項第7号においては、「重要な財務及び事業の方針に関する契約等が存在する」と、「方針に関する」という文言が使用されている。この文言の違いの趣旨は、何か。

(当省の考え方)

上場子会社における少数株主保護の議論等を通じて、親会社との関係について株主に情報を開示する必要性は広く認識されていると考えられる。会社法施行規則第120条第1項第7号の「契約等」は、当該親会社と子会社との間で合意されたものを意味し、契約という形態でされたものに限られない。また、同号は、当該株式会社の重要な財務及び事業の方針の決定を支配する内容のものに限らず、当該方針に影響を及ぼす重要な契約等についての記載を求めるものであることから、「重要な財務及び事業の方針に関する契約等」としているものである。例えば、当該株式会社において、親会社が当該株式会社の重要な財務及び事業の方針に及ぼす影響を踏まえ、少数株主保護のための措置を講ずることを親会社との間で合意等をしている場合には、その内容の概要等を記載することが考えられる。

(8) ウェブ開示事項（会社法施行規則第133条関係）

会社法施行規則第121条第3号の2から第3号の4まで（取締役、監査役又は執行役との間の補償契約に関する事項）、第125条第2号から第4号まで（会計参与との間の補償契約に関する事項）、第126条第7号の2から第7号の4まで（会計監査人との間の補償契約に関する事項）及び第121条の2（役員等賠償責任保険契約に関する事項）に掲げる事項は、責任限定契約と同様に、ウェブ開示事項によるみなし提供制度の対象とすべきである。

(当省の考え方)

責任限定契約、補償契約及び役員等賠償責任保険契約はいずれも役員等に適切なインセンティブを付与するために締結されるものであるが、契約内容が役員等を過度に保護する内容である場合には制度の趣旨に反し、役員等にモラル・ハザードが生じるおそれもあるところ、責任限定契約を締結することができる者は非業務執行取締役等に限定される（会社法第427条第1項）のに対し、補償契約を締結することができる者や役員等賠償責任保険契約の被保険者は、非業務執行取締役に限定されない（同法第430条の2第1項及び第430条の3第1項）ため、補償契約や役員等賠償責任保険契約の内容は、業務執行を行う役員等の職務の執行の適正性に影響を与える可能性がある。補償契約や役員等損害賠償責任保険契約の利益相反性の高さに加え、これらの契約が業務執行を行う役員等の職務執行の適正性に影響を与えるものであることに照らせば、補償契約や役員等損害賠償責任保険契約に関する事項は、株主にとって

重要性が高いものであることから、これらの事項をウェブ開示によるみなし提供制度の対象としないこととしたものであり、原案は相当であると考ええる。

(9) 社債管理補助者（会社法施行規則第162条、第163条、第165条及び第171条の2関係）

- ① 会社法施行規則第162条第7号は、「法第714条の2の規定による委託に係る契約における法第714条の4第4項の規定による報告又は同項に規定する措置に係る定めの内容」を社債の募集事項に含めている。しかし、会社法には、委託契約にそのような定めを設けるべきことを規定する条項はないと思われ、委任の範囲との関係で疑問を感じる。

（当省の考え方）

会社法第714条の4第4項は、「第714条の2の規定による委託に係る契約に従い、社債の管理に関する事項を社債権者に報告し、又は社債権者がこれを知ることができるようにする措置をとらなければならない。」と定めており、同法第714条の2の規定による委託に係る契約において社債の管理に関する事項を社債権者に報告し、又は社債権者がこれを知ることができるようにする措置に係る事項が定められることを前提としている。これを踏まえて、会社法施行規則第162条第7号は、同法第714条の4第4項の規定による報告又は同項に規定する措置に係る定めの内容を募集事項としているものであり、同号を根拠に当該報告又は措置に係る事項を当該契約の内容としなければならないこととするものではなく、原案は相当であると考ええる。

- ② 会社法施行規則第163条第2号及び第165条第11号について、社債管理補助者が弁護士である場合の住所は、その法律事務所の所在場所と規定すべきであり、「社債管理補助者を定めたときは、その氏名又は名称及び住所（社債管理補助者が弁護士である場合は、弁護士法（昭和24年法律第205号）第20条に規定する法律事務所の所在場所をいう。以下この編において同じ。）」と修正すべきである。

（当省の考え方）

会社法施行規則第163条第2号及び第165条第11号の住所は、社債管理補助者を特定するための情報として求められている。したがって、原案においても、弁護士が社債管理補助者である場合には、その法律事務所の所在場所を住所とすることもできると考えられるから、

原案を修正する必要はないと考える。

(10) 株式交付（会社法施行規則第179条の2、第213条の2、第213条の8及び第213条の9関係）

- ① 原案の会社法施行規則第213条の2第3号は、「知っているときは、当該事項」と規定しているが、同令第213条の8第6号と平仄をとって、「知らないときは、その旨」を記載事項に加えるべきである。

（当省の考え方）

会社法施行規則第213条の2第4号（原案の同条第3号）は、会社法第816条の2第1項の規定に基づき、株式交付親会社の事前開示事項自体を規定するものであり、他方で、同令第213条の8第6号は、同法816条の8第2項第3号の規定に基づき、「株式交付子会社の計算書類に関する事項」として公告等をしなければならない事項の具体的内容を定めるものであり、これらの文言について必ずしも平仄をとる必要があるとは考えていない。

したがって、原案を修正する必要はないと考える。

- ② 会社法施行規則第213条の8において、株式交付親会社は、株式交付子会社の会社法第440条の規定による公告に関する事項（同条第1号）及び株式交付子会社につき最終事業年度がない場合にはその旨（同条第5号）を公告しなければならないこととされているが、これらの事項を必須の公告事項とすることは、株式交付親会社にとって酷であるため、同条第1号及び第5号に掲げる場合についても、公告対象会社が株式交付子会社である場合にあっては、株式交付親会社が同条第1号及び第5号に掲げる内容を知っているときに限って公告を必要とすることとし、これらを知らないときは、同条第6号の適用を受けるものとすべきである。

（当省の考え方）

株式交付の場合には、株式交換の場合と異なり、株式交付子会社は、株式交付の手續の直接的な当事者でなく、株式交付親会社が株式交付子会社の情報を入手することができない可能性がある。もともと、会社法施行規則第213条の8第1号イからハマまでに定める事項については、例えば、株式交付子会社の登記を確認することにより、株式交付子会社の公告方法を確認することができ、公告方法が判明すれば、会社名で検索をすることなどにより、公告の掲載日を特定することも可能であると考えられるため、これらの記載を株式交付親会社に要求するこ

とも過度の負担を課すものではない。したがって、原案は相当であると考ええる。

他方で、御指摘のとおり、株式交付親会社が公開情報から株式交付子会社の最終事業年度の存否を確認することは困難を伴う場合が想定されるため、原案の会社法施行規則第213条の8第5号を修正し、「公告対象会社につき最終事業年度がない場合」の下に「(株式交付親会社が株式交付子会社の最終事業年度の存否を知らない場合を含む。)」を加えることとした。なお、株式交付親会社において、株式交付子会社に最終事業年度があることは確実であるが貸借対照表の要旨の内容を知らないときには、同条第6号が適用され、株式交付子会社に最終事業年度があるか否かが不明であるときには、同条第5号が適用されることが考えられる。

- ③ 会社法施行規則第213条の8第6号の「会社計算規則第6編第2章の規定による最終事業年度に係る貸借対照表の要旨の内容(株式交付子会社の当該貸借対照表の要旨の内容にあつては、株式交付親会社がその内容を知らないときは、その旨)」という文言については、同令第199条第7号と平仄をとり、括弧書きを削除すべきである。

(当省の考え方)

株式交付の場合には、株式交換の場合と異なり、株式交付子会社は、株式交付の手續の直接的な当事者でなく、株式交付親会社が株式交付子会社の情報を公開情報以外に入手することができない可能性があることを踏まえ、原案は、会社法施行規則第213条の8第1号から第5号までに掲げる場合以外の場合において、株式交付親会社が株式交付子会社の当該貸借対照表の要旨の内容を知らないときは、その旨を記載すれば足りることとしたものである。

したがって、原案は相当であると考ええる。

- ④ 株式交付親会社又は株式交付子会社の株主等の関係者にとっては、株式交付の結果、株式交付親会社が有することとなった株式交付子会社の株式の数や議決権の数は重要な事項であると考えられるため、事後開示事項に、株式交付の結果、株式交付親会社が有することとなった株式交付子会社の株式の数及び議決権の数を加えるべきである。

(当省の考え方)

株式交付計画において、株式交付親会社が株式交付に際して譲り受ける株式交付子会社の株式の数の下限についての定め、株式交付子

会社が効力発生日において株式交付親会社の子会社となる数を内容とするものとされたか否かが公開情報からは不明である場合が考えられるため、原案を修正し、「法第774条の3第1項第2号に掲げる事項についての定めが同条第2項に定める要件を満たすと株式交付親会社が判断した理由」を株式交付親会社の事前開示事項とすることとした（会社法施行規則第213条の2第1号）。

前記の修正により事前開示事項とされた事項、その他の株主権の行使により得られる情報、登記等の公開情報を照らし合わせれば、株式交付親会社が有することとなった株式交付子会社の議決権の数は明らかとなると考えられる。

(11) 電子提供措置（会社法施行規則第63条、第66条及び第95条の2から第95条の4まで関係）

- ① 電子提供措置をとる旨の定款の定めがある株式会社が、会社法第299条第2項各号に掲げる場合以外の場合において、当該株式会社の判断で電子提供措置をとることは、株主総会の招集に関する重要な事項であり、その後の手続に大きな影響があるから、株主総会の招集の決定事項（会社法施行規則第63条）に追加すべきである。

（当省の考え方）

会社法第299条第2項各号に掲げる場合以外の場合には、そもそも株主総会資料を書面で提供することを要せず、適宜の方法で提供することができ、その方法は株主総会の招集の決定事項とはされていない。したがって、そのような場合において電子提供措置をとる旨を招集の決定事項に追加する必要はなく、御提案のような改正の必要はないと考える。

- ② 電子提供措置をとる義務がある株式会社（会社法第325条の3第1項柱書）が、同条第2項の規定により株主に対し議決権行使書面を交付することとする場合は、株主総会の招集に関する重要な決定事項であり、その後の手続に大きな影響があるから、株主総会の招集の決定事項（会社法施行規則第63条）に追加すべきである。

（当省の考え方）

電子提供措置をとる株式会社において、議決権行使書面に記載すべき事項についても電子提供措置をとるか、又は会社法第325条の3第2項の規定により株主に対して議決権行使書面を交付するかは、招集の手続を実施する際の具体的な方法の問題であり、株主総会の招集

の決定事項（会社法施行規則第63条）に追加する必要はないと考える。また、電磁的方法により株主総会の招集通知を受領することについて承諾した株主に対して、議決権行使書面を送付するか、又は議決権行使書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供するかを選択についても、招集の決定事項とはされていない（同法第298条、第301条、同令第63条参照）。したがって、御提案のような改正の必要はないと考える。

- ③ 会社法施行規則第63条第4号は、「請求があったとき」が何についての請求があったときか（電子提供措置の請求か、それとも、会社法第301条第2項ただし書等による請求か）わかりにくいため、規定ぶりを工夫すべきである。

（当省の考え方）

会社法施行規則第63条第4号ロは、株式会社が会社法第298条第1項第3号及び第4号の定めをした場合において、同法第299条第3項の承諾をした株主については、その請求があった時に、同法第301条第1項の規定による議決権行使書面の交付又は同条第2項の規定により当該交付に代えて行う電磁的方法による提供をすること（すなわち、当該時までには当該交付又は当該提供をしないこと）を定めることができることとしている。そして、同令第63条第4号ハは、同号ロと同様に、株主からの請求があった時に、当該株主に係る議決権行使書面に記載すべき事項について電子提供措置をとることを定めることができることとしている。このことは原案からも明らかであり、原案を修正する必要はないと考える。

- ④ 会社法施行規則第95条の3第1号により記載を求められるURLは、いわゆるトップページのURLでもよいのか。

（当省の考え方）

会社法施行規則第95条の3第1号は、株主が電子提供措置をとっているウェブページに到達するために必要な情報を招集の通知に記載することを求めるものであるが、その方法としては、電子提供措置をとっているウェブページのURLを記載する方法に限られず、例えば、会社のウェブサイトのトップページ等のURLを記載し、当該トップページから目的のウェブページに到達するための方法を併記することなどもできる。

- ⑤ 電子提供措置をとる株式会社は、電子提供措置の中断に対する対策として、例えば、ウェブサイトのアドレスをあらかじめ複数準備するなどの方法をとることが想定されるが、その場合には、その全てのアドレスについて招集通知に記載又は記録をし、株主に対して事前に周知することができるようにしておくべきである。そこで、会社法施行規則第95条の3において、電子提供措置をとるアドレスを複数準備し、その全てを株主総会の招集の通知に記載し、又は記録することができる旨を明示すべきである。

(当省の考え方)

会社法施行規則第95条の3第1項第1号は、電子提供措置をとる場合における株主総会の招集の通知には、電子提供措置をとるウェブサイトのアドレス等を記載することを求めているが、同号は、株主総会の招集の通知電子提供措置をとるウェブサイトの数を制限していないから、複数のウェブサイトにおいて電子提供措置をとっている場合には、それぞれのウェブサイトについて、当該記載をすることとなることは明らかであり、原案は相当であると考ええる。

- ⑥ 現行の会社計算規則において、連結計算書類は全てウェブ開示によるみなし提供が認められている（現行の同令第134条）にもかかわらず、会社法施行規則第95条の4第1項第4号は、連結貸借対照表及び連結損益計算書については、電子提供措置事項記載書面から記載を省略することができないものとしている。これは、株主総会資料の電子提供制度をはじめとする株主総会手続のデジタル化に明らかに逆行した内容であって、適切でないため、電子提供措置事項記載書面への記載を省略することができる書類に、連結計算書類の全てを含めるべきである。

(当省の考え方)

グループとして経営をしており連結計算書類を作成している株式会社について、株主がその業績等を十分に把握するためには、単体の計算書類だけでなく、連結計算書類を参照することが重要であると考えられる。また、電子提供制度の下であえて書面交付請求をする株主に対しては、書面により十分な情報提供がされる必要があると考えられる。これらの点を踏まえ、連結貸借対照表及び連結損益計算書に記載され、又は記録された事項は電子提供措置事項記載書面に記載しなければならないこととしており、原案は相当であると考ええる。

- ⑦ 現行の会社計算規則第134条第4項及び第5項においてウェブ開示によるみなし提供の対象とされている連結計算書類に係る会計監査報告及び監査報告は、電子提供措置事項記載書面から省略することができる事項に含めるべきである。

(当省の考え方)

連結計算書類に係る会計監査報告及び監査報告は、会社法第325条の5第1項に規定する電子提供措置事項に含まれないため、電子提供措置事項記載書面に記載することを要しない（同法第325条の3第1項第6号、第444条第6項、第1項、会社計算規則第61条参照）。なお、電子提供措置をとる旨の定款の定めがある場合において、連結計算書類に係る会計監査報告及び会計監査報告の内容を株主に対して提供することを定めたときは、これらに記載され、又は記録された事項に係る情報について電子提供措置をとることができることとしている（同令第134条第3項）。

- ⑧ 会社法施行規則第95条の4第1項第1号ロ、第2号ロ及び第2項について、株主総会資料の電子化を原則とする改正法の趣旨に照らせば、これらの規定に掲げる事項を株主に通知することは要しないものとすべきである。

(当省の考え方)

会社法施行規則第95条の4第1項第1号ロ、第2号ロ及び同条第2項に掲げる事項は、現行のウェブ開示によるみなし提供制度においても株主に対して提供し、又は通知しなければならない事項であり（同令第133条第3項第2号、第5項、会社計算規則第133条第6項、第134条第6項）、また、電子提供制度の下であえて書面交付請求をした株主に対しては、十分な情報提供がされる必要があることから、原案は相当であると考えらる。

- ⑨ 会社法施行規則第95条の4第1項第2号イについて、事業報告の記載事項のうち、（ア）責任限定契約に関する事項（同令第121条第3号）、（イ）補償契約に関する事項（同条第3号の2から第3号の4まで等）及び（ウ）役員等賠償責任保険契約に関する事項（同令第121条の2）が電子提供措置事項記載書面への記載を要する事項とされているが、（ア）については、同令第133条第3項によりウェブ開示によるみなし提供制度の対象とされており、また、（イ）及び（ウ）については、ウェブ開示によるみなし提供制度の対象とすべき事項であ

ることから、いずれも電子提供措置事項記載書面への記載を要しないものとすべきである。

(当省の考え方)

責任限定契約に関する事項、補償契約に関する事項及び役員等賠償責任保険契約に関する事項は、これらの契約がいずれも会社役員に適切なインセンティブを付与するという意義を有することから、株主にとって重要な情報である。また、電子提供制度の下においてあえて書面交付請求をする株主に対しては、書面により十分な情報提供がされる必要があると考えられる。したがって、これらの事項について電子提供措置事項記載書面に記載することを要しないこととするのは適切ではなく、原案は相当であると考ええる。

なお、他の御意見を踏まえ、事業報告に記載され、又は記録された事項のうち、会計参与又は会計監査人の責任限定契約に関する事項については、電子提供措置事項記載書面から省略することができないこととした（会社法施行規則第95条の4第2号イ）。

(12) その他

「社外取締役による監督の実効性を確保するための体制」を内部統制システムの決議事項として明示し、その内容の概要、運用状況の概要について事業報告に記載するものとすべきである。

(当省の考え方)

御提案の内容については、会社法施行規則第118条第2号において、事業報告に含めなければならない事項とされている内部統制システム等の整備に関する事項に含まれ得る事項であり、当該規律に加えて、更に御提案のような内容を明示的に事業報告の記載事項とする改正をする必要はないと考える。

2 会社計算規則関係

- ① 株式引受権の定義（会社計算規則第2条第3項第34号）は、同令第54条の2第1項で規定する「法第202条の2第1項の募集株式」のケースにのみ適用されることが明記されておらず、取締役又は執行役が職務執行の対価として報酬を得る権利（金銭報酬債権）を現物出資するスキームの場合も含まれるものと解釈される可能性がある。したがって、株式引受権が「法第202条の2第1項の募集株式」のケースのみを対象とする場合には、その旨を明確化する必要がある。

(当省の考え方)

株式引受権の額が増加するのは、取締役又は執行役が会社法第202条の2第1項に基づいて割り当てられた募集株式を対価とする役務を提供した場合に限られる（会社計算規則第54条の2第1項）。また、いわゆる現物出資構成をとる場合には、取締役又は執行役が株式会社に対して提供した役務の対価として受領するのは金銭債権であることから、株式引受権の定義（同令第2条第3項第34号）に当てはまらないことは明らかである。したがって、原案を修正する必要はないと考える。

- ② 会社計算規則第42条の2第1項1号イ・ロについて、取締役等が職務の執行の対価として、当該株式会社に提供した役務の「公正な評価額」は、どのように算定するのか。

（当省の考え方）

一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行をしん酌して、適宜の方法により算定されることとなる（会社計算規則第3条）。

- ③ 会社計算規則第42条の3第4項柱書の「当該行為」が何を指すか明確になるように修正すべきである。

（当省の考え方）

会社計算規則第42条の3第4項は、会社法第202条の2第1項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により募集株式を引き受ける者の募集をした場合におけるその他資本剰余金の額及びその他利益剰余金の額の変動について定めるものであり、このことは、原案からも明らかであって、修正の必要はないと考える。

- ④ 会社計算規則第54条の2第1項について、割当日前に職務の執行の対価として当該募集株式を対価とする役務を提供した場合の株式引受権として計上する「公正な評価額」は、どのように算定するのか。

（当省の考え方）

一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行をしん酌して、適宜の方法により算定されることとなる（会社計算規則第3条）。

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則関係

いわゆるD&O保険のみが役員等賠償責任保険契約に該当すると理解しているが、そのような理解でよいか。

(当省の考え方)

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第20条の2においては、いわゆるD&O保険やそれに準ずる保険契約が役員等賠償責任保険契約に該当することとなることを想定した規律を設けることとしている。ただし、一般にD&O保険と称される保険契約やそれに準ずる保険契約であっても、その内容は多様であり、また、今後、新たな種類の保険契約が実務で利用されるようになることも考えられるところ、それらの保険契約が役員等賠償責任保険契約に該当するか（同条各号に掲げる契約に該当しないか）は、各保険契約の内容に応じてその都度個別に判断されることとなる。

4 経過措置（附則第2条から第14条まで関係）

- ① 事業報告及び計算関係書類についての改正後の会社法施行規則及び会社計算規則の適用について、明確化のため、株主総会参考書類に関する本省令附則第2条第9項の規定に相当する経過措置を設けるべきである。

(当省の考え方)

施行日前にその末日が到来した事業年度のうち最終のものに係る株式会社の事業報告の記載又は記録については、なお従前の例によることとしている（本省令附則第2条第11項）。他方で、計算関係書類については、改正法の施行日後は、本省令による改正後の会社計算規則の規定に従って会計処理がされるべきであることなどから、その適用を猶予するなどの経過措置を設けることはしていない。

- ② 施行日前に株式会社と保険者との間で締結された保険契約のうち役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることよって生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであって、役員等を被保険者とするものが存する場合には、当該保険契約について、株主総会参考書類に記載又は記録をする必要はないが、当該契約を施行日後に更新した場合又は更新する予定がある場合には、更新後の当該契約について、株主総会参考書類に記載し、又は記録する必要があるという理解でよいか。

(当省の考え方)

御理解のとおりである。

- ③ 会社法施行規則第74条第4項第7号ハ等について、「5年」を「10年」に変更する改正をする場合には、候補者が過去10年間に特定関係事業者の業務執行者等であったか否かを調査するためには、相当の時間が

必要であるから、少なくとも、施行日以後にその末日が到来する事業年度のうち最初のものに係る定時株主総会に係る株主総会参考書類の記載については、なお従前の例によるものとすべきである。

(当省の考え方)

近時、特に上場子会社を念頭に、親会社等が存在する株式会社における少数株主の保護の必要性が指摘されており、取締役等の候補者と親会社等や特定関係事業者との関係についての開示を充実させる会社法施行規則第74条第3項第3号等の改正は、実務上の負担にも配慮しつつ、早期に施行する必要がある。本省令附則第2条第7項は、これらの点を踏まえたものであり、相当であると考え。なお、会社法施行規則第74条第4項第7号ハ等の規定により株主総会参考書類に記載しなければならないこととなる事項は、当該株式会社が「知っているとき」にのみ記載しなければならないとされているところ、「知っているとき」とは、これらの規定に掲げる事項が開示事項とされていることを前提として行われる調査の結果として知っている場合を指すものと解され、そのような調査をしても知り得なかった事実を記載することを求めるものではない。

- ④ 本省令附則第2条第9項の「前三項に定めるもののほか」について、「前三項」（同令附則第2条第6項から第8項まで）ではなく、同条第9項が適用されるケースとしては、「当該候補者が社外取締役・・・に選任された場合に果たすことが期待される役割の概要」の記載（会社法施行規則第74条第4項第3号等）のほか、どのような場合があるか。また、本省令附則第2条第9項の「招集の手続が開始された」とは、株主総会又は種類株主総会の招集手続のやり直しが必要になってしまう時点、すなわち、株主総会参考書類の記載事項を含めて会社法第298条第1項各号に掲げる事項が取締役（取締役会設置会社においては取締役会の決議）によって決定された時点を指すという理解でよいか。

(当省の考え方)

会社法施行規則第73条第1項第2号は、取締役が株主総会に提出する議案について、株主総会において一定の事項を説明しなければならない議案の場合には当該説明すべき内容を株主総会参考書類に記載しなければならないこととしている。改正法においては、株主総会に確定額かつ金銭である取締役の報酬等に関する議案を提出した取締役は、当該事項を相当とする理由を説明しなければならないこととされた（会社法第361条第4項）。したがって、当該理由についても株主総会参考書類に記載しなければならないこととなるが、本省令附則第2条第9項の規定に

より、改正法の施行前に株主総会の招集の手続が開始されたときは、株主総会参考書類に当該理由を記載することを要しないこととなる。「招集の手続が開始された」の意義については、御理解のとおりである。

- ⑤ 役員等賠償責任保険契約に係る事業報告の記載に関しては、施行日前に株式会社と保険者との間で締結された保険契約のうち役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであって、役員等を被保険者とするものの効力が施行日後に生じるものであっても、事業報告への記載は要しないという理解でよいか。

(当省の考え方)

御理解のとおりである。

以 上